



Title	現代中国における「司法」の構造（7・完） 巖打：なぜ刑事裁判が道具となるのか？
Author(s)	坂口，一成；SAKAGUCHI, Kazushige
Description	論説
Citation	北大法学論集, 58(2), 576 [1]-516 [61]
Issue Date	2007-07-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/28019">https://hdl.handle.net/2115/28019</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	58(2)_576-516.pdf



# 現代中国における「司法」の構造(7・完)

—— 厳打：なぜ刑事裁判が道具となるのか？ ——

坂 口 一 成

## 目 次

### 序論

問題意識および課題

本稿の構成

先行研究の検討

本稿の意義

用語の説明

(以上57巻2号)

### 1 基本概念の整理

1.1 刑事司法の担い手

1.2 制裁制度

1.3 刑事手続の概要

1.4 解釈制度

(以上57巻3号)

### I 厳打とは何か

### 2 厳打前夜の治安状況と犯罪対策——「重きにかつ速やかに」の登場

2.1 文革の後遺症

2.2 1979年：全国都市治安会議

2.3 1981年：5大都市治安座談会

2.4 章結

### 3 83年厳打

3.1 厳打の決定プロセス

3.2 法的対応

(以上57巻4号)

3.3 厳打期刑事司法の実態

3.4 厳打の成果

3.5 中間考察——なぜ83年厳打が可能であったのか？

（以上57巻5号）

4 その後の厳打

4.1 厳打の常態化

4.2 96年厳打

4.3 01年厳打

4.4 章結

（以上57巻6号）

II 裁判の位相——なぜ裁判が道具となるのか？

5 中国における裁判観

5.1 法規定から見る裁判の任務

5.2 量刑の判断因子——量刑事情

5.3 厳打の賛否をめぐる論争概観

5.4 章結

6 「裁判＝道具」の構造

6.1 裁判の担い手——誰が裁判官になるのか？

6.2 法的決定形成プロセスに介在する制度 （以上58巻1号）

6.3 構造の潤滑油——裁判官の責任負担のあり方 （以下本号）

6.3.1 裁判官の人事権者——党管幹部

6.3.2 裁判官に対する責任追及

6.3.3 まとめ

6.4 政府と裁判所の関係

6.5 構造の全体像

終章

総括

なぜ裁判は道具でなければならないのか？

残された課題

**6.3 構造の潤滑油——裁判官の責任負担のあり方**

本章ではこれまで、「裁判＝道具」構造を構成する担い手および制度を検討してきた。すなわち、6.1では裁判官が本来的に党の政策の忠実な遂行者であることを、また6.2では受訴裁判所だけでは判決を下せず、

党組織（党委員会および政法委員会）や「上司」（所属裁判所の所長、院長、裁判委員会、そして上級裁判所）の意向を受け入れる法的ないしは事実上の制度が形成されていることを明らかにした。

それではこうした仕組みの実効性を担保する制度は何であろうか。具体的には、裁判官が党の政策の忠実な遂行者であり続け、また党組織や「上司」の意向を受け入れる制度が実効的に運営されるための制度的担保である。

これについて中国や日本で議論に上がるのは、主には裁判官の身分保障と裁判所の財政の2点であるが、以下では裁判官の身分保障に焦点を合わせて論じる。その理由は2つある。ひとつは、裁判官が本来的に党の政策の忠実な執行者であること、および党組織や「上司」による裁判に対する干渉についていえば、裁判官の身分保障（そしてその脅威となる責任追及）のあり方こそが、その実効性を支えていると考えられることである。もうひとつは、裁判所の財政の問題については政府と裁判所の関係について論じられるのが常であるため<sup>(94)</sup>、本章でこれまで論じてきた内容と直接的な関連性がないことである（政府と裁判所の関係については次節で改めて検討する）。

そこで本節では、裁判官の身分保障をめぐり、次の2点を検討する。すなわち、裁判官の実質的な人事権者、および裁判官が負うべき責任である。後者には、具体的な審理を担う裁判官の責任と、そうした裁判官の「上司」である所長（副所長）の責任がある。

### 6.3.1 裁判官の人事権者——党管幹部

本項では誰が裁判官の人事権を握っているのかを明らかにする。

法は裁判官の任免権者を次のように定める。まず、各級裁判所長については、原則として同級人大が選挙・罷免し、直轄市内および地区に設

<sup>(94)</sup> 中国における議論については、張愨等・前掲注（80）248頁、王利明・前掲注（57）121頁、範思深・前掲注（12）165～166頁など。また日本における議論については、鈴木賢「人民法院の非裁判所的性格——市場経済化に揺れる法院の動向分析——」比較法研究55号（1993年）178頁、葉陵陵「中国の地方保護主義と司法の独立」熊本法学83号（1995年）102～103頁など。

置された中裁の所長については、対応する同級人大がないため、裁判所所在地の省クラス人大が選挙・罷免する（1.1.3Ⅱ参照）。

また、所長以外の裁判官の任免権者については次のように定められている。最高裁の副所長、判事および裁判委員会委員は、最高裁所長の指名に基づき、全国人大常委会が任免する（憲法67条11号）。地方各級裁判所の副所長、延長、副延長および判事は同級人大常委会が任免する。直轄市内および地区に設置された中裁の副所長、延長、副延長および判事は、省クラス人大常委会が任免する（裁判所法35条1～3項）。これらの任免は所属裁判所の所長の指名に基づいて行われる（裁判官法11条3～5項。旧法も同じ）。地方各級裁判所の裁判委員会委員は、所長の指名に基づき、同級人大常委会が任免する（裁判所法11条2項）。このほか、各級裁判所に必要に応じて配置される判事補については、当該裁判所が任免することとされている（同法37条、裁判官法11条6項。旧裁判官法も同じ）。

このように法は、裁判官の任免権が人大ないしは人大常委会にあると定める（判事補は所属することとなる裁判所である。以下同じ）。しかし、裁判官任免の真の決定者はこれらではない。裁判官の任免、さらには進退については、[党管幹部] 原則の名の下で党が掌握している<sup>(95)</sup>。

党管幹部原則は建国前から続いてきたといわれており<sup>(96)</sup>、具体的には「幹部の補充、任用、育成・訓練、審査、監督、賞罰、配置転換、給与、福祉・厚生、退職・休職等の諸制度」<sup>(97)</sup>を党が管理するというものである。ここでいう「幹部」は黨員に限らず、およそ幹部であれば全てその対象となる。「黨員システムによると、彼ら（判事および判事補）は一般幹部に属する」<sup>(98)</sup>ため、裁判官は均しく党管幹部原則に射程内にあることになる<sup>(99)</sup>。

<sup>(95)</sup> なお、2005年4月27日に全国人大常委会で採択された公務員法（2006年1月1日施行）4条も、「公務員制度は……党管幹部原則を堅持する」と規定する。

<sup>(96)</sup> 『現代中国法』41頁。

<sup>(97)</sup> 中村桜蘭「中国の幹部管理体制（1949～1953）」アジア研究38巻2号（1991年）39頁。

<sup>(98)</sup> 範思深・前掲注（12）178頁。

<sup>(99)</sup> 幹部とは誰か、という問いに答えることは極めて困難である。中国では一

そして、この党管幹部原則こそが、国家機関内に設置される党グループ、[対口部] と呼ばれる党内に設けられる国家機関を指導するためのカウンターパート（裁判所の[対口部]は政法委員会である）、そして個々の党員というチャンネルを通じた「党の指導」の制度的担保である。このことは、中央政法委員会に長年身を置いてきた林中梁の次の指摘から明らかであろう。すなわち、「党の政治指導、思想指導、組織指導の三者は緊密につながっている一体であり、政治指導および思想指導は組織指導の方向性、性質および内容を決定し、組織指導は政治指導および思想指導に組織的保証を提供し、政治指導および思想指導はともに組織指導に依拠して実現される」<sup>(100)</sup>と。

以下、党管幹部原則の具体的内容を検討し、党管幹部原則の名の下で

---

一般的に、およそ国家機関の勤務人員は「国家勤務人員であり、また国家幹部である」とされており（景杉主編『中国共産党大辞典』（中国国際広播出版社、1991年）296～297頁参照）、裁判所に勤務する者も幹部となる。したがって、裁判官だけではなく、書記員や司法警察なども幹部となる。しかし、裁判所に勤務する者全員が幹部であるかという点、そうではないようである。というのは、裁判所には肉体労働者も勤めているからであり、これについては幹部とされていないと思われるからである。裁判所については不明であるが、例えば甘肅省高検においては、検察官は当然のこととして、書記員や司法警察、さらには一般の事務員も幹部とされているが、肉体労働者〔工勤人員〕は幹部とされていない（『甘肅検察年鑑（1999）』（2000年）208頁）。おそらく裁判所においても同様であると思われる。

<sup>(100)</sup> 林中梁・前掲注（82）7頁。また、矢吹晋も「実際にはノーメンクラトゥラ制こそが（党の）そうした働きかけに実効性を与える制度的保証であり、『指導的役割』の実体そのものである」と指摘する（『巨大国家中国のゆくえ——国家・社会・経済』（東方書店、1996年）117頁）。なお、1987年の政治体制改革プランでは[対口部]の廃止と党グループの段階的廃止が提案されたが、党管幹部原則にはメスを入れようとしなかった（趙紫陽「沿着有中国特色的社会主义道路前进」（1987年10月25日）中共中央文献研究室編『十三大以来——重要文献選編（上）』（人民出版社、1991年）37頁参照。実際、中央政法委員会は1988年5月19日に、大幅に権限・規模縮小された「中央政法指導小組」に改組された（1990年5月に復活）。林中梁73頁参照）。このことから、党にとっての党管幹部原則の重要性がうかがえよう（毛里和子『新版現代中国政治』（名古屋大学出版会、2004年）163頁参照）。

人事権を党に握られている裁判官の身分が、どれだけ保障されていないかを明らかにしよう。

現行の党管幹部制度のひな形は、党中央組織部「幹部管理業務を強化することに関する決定」（1953年11月）（筆者未見）であり<sup>(101)</sup>、本決定ではいわゆる「分部・分級」管理方式が採用された。「分部管理とは、すべての幹部を軍事、文化教育、工業計画、財政貿易、交通運輸、農林水利、統一戦線、政法、大衆活動その他、の九つの部門に分け」党の関係部門が管理することであり（例えば、裁判官を含む政法業務幹部は、その[対口部]である政法委員会が管理する）、「分級管理とは、中央および地方各級の党委員会のあいだの、各級ごとの幹部管理についての分業制度をさだめたものである」<sup>(102)</sup>。その後、1955年に、党中央は中国版ノメンクラトゥーラである「中共中央が管理する幹部職務名称表」および「中央への報告を要する幹部職務名称表」を出し、同年9月には各地区・部門に対して自らが管理する職務名称表を速やかに定めるよう催促した。なお、中央が「管理する」、または中央に「報告する[備案]」とされているが、実質的には前者は中央が任免することを、後者は任免について中央の承認を要するという意味であると考えられる<sup>(103)</sup>（以下、前者を「任命ポスト」、後者を「承認ポスト」と呼ぶ）。

表 6-6 党中央が任免・承認する裁判所ポスト

	中 央	省クラス
任 免	最高裁所長、同副所長、同裁判委員会委員、同党グループ書記、同副書記、同メンバー	高裁所長
承 認	最高裁廷長、副廷長、廷クラス判事	高裁副所長（専門裁判所の所長・副所長*）

\*専門裁判所は省クラスとは限らないが、便宜上このようにした。

<sup>(101)</sup> 景杉・前掲注（99）307頁。

<sup>(102)</sup> 田中信行「中国——『党政分離』と法治の課題」近藤邦康・和田春樹編『ペレストロイカと改革・開放——中ソ比較分析』（東京大学出版会、1993年）249頁。

<sup>(103)</sup> 矢吹・前掲注（100）118頁が「中央が管理する職務名称」を「任命ポスト」と、また「中央への報告を要する職務名称」を「承認ポスト」と呼ぶもこの意味と考えられる。

表 6-7 地方各級裁判所幹部人事の実質的任免権者・協力者一覧表

ポ ス ト	実質的任免権者	協 力 者
高裁所長	党中央	省クラス党委員会・最高裁党グループ
高裁副所長	省クラス党委員会	最高裁党グループ
中裁所長	省クラス党委員会	地クラス党委員会・高裁党グループ
中裁副所長	地クラス党委員会	高裁党グループ
直：中裁所長・副所長	市（省クラス）党委員会	高裁党グループ
基層所長	地クラス党委員会	県クラス党委員会・中裁党グループ
基層副所長	県クラス党委員会	中裁党グループ
直：基層所長	市（省クラス）党委員会	県・区党委員会・高裁党グループ
直：基層副所長	県クラス党委員会	高裁党グループ
直：中裁裁判委員会委員・廷長、副廷長・判事	市（省クラス）党委員会	高裁党グループ
その他の裁判委員会委員・廷長、副廷長・判事	同級党委員会	同裁判所党グループ
正副処長・正副科長・正副主任・執行員・判事補およびその他の幹部	同級党委員会	同裁判所党グループ
党委員会管理外の地方各級裁判所幹部	同裁判所党グループ	なし

\* 「直」は直轄市を指す。なお、表中の点線の意味については下記参照。

管見に及ぶ限りの党中央が任免するノメンクラトゥーラの最新版は、1990年5月10日に出されたものである<sup>(104)</sup>。表6-6はそこに記されている党中央が決定し、または報告を受ける裁判所のポストをまとめたものである。同表から明らかのように党中央は、中央と1級下の省クラスの重要ポストを任免することになっている（なお、これ以前においては原則2級下まで管理することとなっていた）。

省クラス以下の党委員会が管理するものについては、少々古いものであるが、中共最高裁党グループ「各級人民裁判所党グループが党委員会

<sup>(104)</sup> 前掲注(36)の1990年の通知。

の裁判所幹部管理に協力することに関する辦法」<sup>(105)</sup>（1984年1月10日）が詳しく定める。表6-7は本辦法が定める地方各級裁判所幹部の人事を決定する党組織、および当該党組織が幹部を選抜する作業に協力すべきとされる党組織をまとめたものである。

本表から明らかなように、およそ裁判所幹部たる者は、ひとしく党組織が実質的な人事権を有している。なお本辦法からは、所長・副所長ポストの実質的任免権者は、1級上の党委員会である場合もあれば、また同級党委員会である場合もあると読める。しかし、先に挙げた中央の幹部職務名称表、および本辦法の高裁所長・副所長の実質的任免権者についての規定から、所長については1級上の党委員会が、副所長については同級党委員会が実質的任免権者になるものと考えられる（副所長は1級上の党委員会の承認ポストとなる）。筆者がWeb上で見つけた最近の県クラスの「幹部職務名称表」によると<sup>(106)</sup>、県クラス党委員会の任命ポストは同級裁判所（基層裁）の党グループ書記、副書記、副所長などであり<sup>(107)</sup>、同所長については1級上の党委員会の任命ポストとされ、県クラス党委員会は上級党委員会に協力することとされている<sup>(108)</sup>。本

<sup>(105)</sup> 『司法手冊（3）』609頁以下。

<sup>(106)</sup> 例えば、江蘇省溧陽市の「中共溧陽市委管理的幹部職務名称表」（2004年3月20日）（<http://www.jslydj.com/>）、江蘇省鎮江市丹徒区の「關於制定中共鎮江市丹徒区委管理的幹部職務名称表的通知」（2004年）（<http://www.dtdjw.gov.cn/>）。なお、本号所掲のURLは2007年3月31日現在のものである。

<sup>(107)</sup> 県クラスに設置される基層裁は裁判所系統の末端であるため、県クラスの1級下の郷クラスには裁判所がない。ただし、人民法廷があるときは、延長ポストを管理するようである。陝西省留県の「中共留県县委管理的幹部職務名称表及領導職数表」（施行は2000年以降であるが具体的な月日は不明）（<http://www.liubadj.gov.cn/>）参照。

<sup>(108)</sup> 広東省広州市白雲区の「中共広州市白雲区委管理的幹部職務名称表」（2004年2月4日）（<http://dangjian.by.gov.cn/>）では、同区裁判所長は、広州市党委員会が決定し、同区党委員会がそれに協力するとされている。

なお範倫は、法律上、裁判官の任免権が人大・同常委会にあること、および旧裁判官法12条2項で「所長、副所長、裁判委員会委員、延長および副延長を担う者は、実際の業務経験を有する者から優秀な者を選び、人選を提出しなければならない」と規定されたことから、「実際に従来の党の組織部門又は行政

表において点線で区切っているのはそのためである。ただし、所長は上級党委員会の任命ポストであるが、先述(6.1.2、とりわけ表6-1参照)のように、所長は一般的に所属裁判所党グループ書記であるため、同級党委員会がその人事に全く関与していないわけではないことも指摘しておこう<sup>(109)</sup>。

また、1995年に中共中央辦公庁が転達した中共中央政法委員会「各級党委政法委員会の業務の強化に関する通知」<sup>(110)</sup>によると、「党委員会の参謀・助手」である政法委員会は、以下のような形で裁判官人事に関与することになっている。すなわち、①最高裁所長(原文を直訳すれば「中央政法各部門の指導層のうち中央の管理に属する幹部」となる)の任免については、「中央組織部が観察した後、中央政法委員会に意見を求めるか、または中央組織部の観察チームに中央政法委員会のメンバーを加え、共同で任免意見を提出し、中央の関連規定に照らして中央の審査に付す」、②各級政法委員会は①を参考にして幹部管理に協力する、と。

そして地方各級政法委員会は、実際に次のようなやり方で人事に協力しているという<sup>(111)</sup>。①政法委員会が観察し、指導的幹部の任免意見を提出し、組織部に意見を求めた上で、党委員会の審査に付す、②組織部と政法委員会が共同で観察し、その任免意見を党委員会の審査に付す、③組織部が任免意見を提出し、政法委員会に意見を求めた上で、党委員会の審査に付す、と。組織部と政法委員会のいずれが主となるかは統一されていないが、いずれにせよ両者が共同で人事案を固めていることは明らかであろう。

---

部門の法官任命権が廃棄された」(「中国裁判制度とその理念の研究(6)」名古屋大学法政論集170号(1997年)282頁)と指摘する。しかし、上に挙げた例から、党管幹部原則が実際に「廃棄」されていないことは明らかである。

<sup>(109)</sup> 党規約47条1項によると、党グループ書記を任命するのは同級党委員会であるため、上級党委員会も当該裁判所の同級党委員会の意向を無視して所長を任命するわけではなからう。

<sup>(110)</sup> 「中共中央辦公庁転発『中共中央政法委員会關於加強各級党委政法委員会工作的通知』的通知」(庁字[1995]28号)。筆者未見であり、本稿の引用は林中梁・前掲注(82)639頁による。

<sup>(111)</sup> 林中梁・同上639~640頁。

ところで、これまでの規定からは、裁判所幹部の人事が党組織（裁判所党グループも党組織である）だけで完結しているように読める。だが、実際には政府（人事部門）もこれに関与している。例えば、最高裁・国家計画委員会・労働人事部「1985年に地方各級人民裁判所で幹部を募集し、採用することに関する通知」（1984年11月25日）<sup>(112)</sup>は、裁判所の幹部を採用するにあたっては、原則<sup>(113)</sup>として1級上の裁判所の審査を経た後、審査を担った裁判所の同級政府人事部門の承認を得なければならないとする（例えば、中裁が幹部を採用する場合は、1級上の高裁の審査を経た後に、高裁の同級政府である省クラス政府人事部門の承認が必要となる）。また、北京市高裁が2000年に設けた規定<sup>(114)</sup>によると、北京市内の高裁以下の裁判所においてスタッフ（裁判官とは限らない）を新規採用する際には、おおよそ次のような手順を踏まなければならない。①採用する裁判所（以下、「採用裁判所」と呼ぶ）による資格審査・面接、②高裁による試験、③審査・政治審査・身体検査、④「裁判所補充幹部審査表」の作成、⑤区・県人事局の公印を同表に押捺、⑥高裁幹部処の審査、⑦市人事局の審査、と。先に挙げた例とは、採用裁判所と同級の人事局を経由する点（⑤。ただし「公印の押捺」がどれほど実質的な意味を持つのかは不明）で異なるが、上級裁判所の審査を受けた後に、最終的に上級政府の承認が必要である点は同じである。

さて、ここでひとつの疑問が生じる。すなわち、先ほどまでは政府が全く登場しなかったのに対し、1984年の通知および北京市高裁の規定では、逆に党が全く登場しない。

こうした違いが生じる所以は、党内の規定上は党組織と政府が区別されているが、実態としては両者が一体化しているからであると考えられる。すなわち、「『党管幹部』の原則の下では、政府の人事部門と党の組

---

(112) 労働人事部政策研究室編『人事工作文件選編（7）』（出版社年不明）77～81頁。

(113) 高裁が幹部を採用する際には、自ら審査を行った後、省クラス政府人事部門の承認を求める。

(114) 「北京市高級人民法院關於北京市法院系統調入、祿用工作人員暫行規定（試行）」（2000年2月25日）北京市高級人民法院編『首都法院改革与建設規範』（知識産権出版社、2002年）360～363頁。

織人事部門は一体化している〔合二而一〕<sup>(115)</sup>と。つまり、党と政府が一体化し（具体的には党委員会組織部と政府人事局）、これらが裁判官の人事を実質的に握っているのである。いわく「裁判官任免の実務において、地方党・政府指導者が直接的かつ決定的な役割を果たしている」<sup>(116)</sup>と。

そして、ここでカギとなるのは、こうしたプロセスを経て決定された人事案が人大で覆されることがまずないということである。すなわち、「わが国の裁判官管理システムは党管幹部の原則に従っており、裁判官の任命はまず現地の党の組織部門の考察・同意を経なければ、人大の任免にかけることができない。一般的にいて、人大が党委員会の意見に逆らうはずがなく、党委員会の指名は原則として通過する」<sup>(117)</sup>と。

そのため、党および政府に任免を掌握されている裁判官は、これらの意向に服従せざるを得ない。例えば、1980年に江華（最高裁所長）は、「彼らは『何が裁判の独立だ、お前を業務からはずしてやる』、『裁判の独立に手を出すことはできない。だがお前は幹部だ、俺は管理できる』と言う。司法幹部が（裁判の独立）原則を堅持したために、人民裁判所から異動させられるということがたびたび生じている」<sup>(118)</sup>という状況を指摘した。このことは、当時の裁判官が置かれていた境遇を如実に物語っていよう。党の意向に逆らえば自身の地位を失うことになるのである。

この点、旧裁判官法8条は、裁判官の権利として「法定の事由により、また法定の手続によらなければ、停職、降格、罷免または処分されることはない」（3号）を定めた。そして、その法定の事由には、もちろん党や政府の意向に逆らうといった事由は含まれていない（同法13条、30条、38条。現行法も同様である）。

しかし、こうした状況は今日においてもなお過去の遺物とはなっていない。このことは、次の指摘が端的に示している。「（裁判の独立）原則を堅持し、その指示に従わない司法機関の指導者および事件処理担当

(115) 郭道暉「実行司法独立与遏制司法腐败」法律科学1999年1期7頁。

(116) 王利明・前掲注(57)167頁。

(117) 張衛平等・前掲注(28)40頁（張衛平・胡夏冰執筆）。

(118) 江華・前掲注(71)9頁。

者は恣意的に更迭、停職ないしは異動させられ（る）」<sup>(119)</sup>、「司法実務において事件の判決が現地の党・政府指導者の意見に合致しない、またはその同意を得られないときには、裁判官が異動、停職、ひいては更迭されることもある」<sup>(120)</sup>と。法律でわざわざ規定したにもかかわらず、裁判官の身分は極めて不安定な状況に置かれたままであり、裏の人事権者である党や政府に逆らえば、自身の仕事を失うかもしれないのである。そうである以上、裁判官が自らの進退を握っている党や政府の意向に従順であることは当然といえよう。

### 6.3.2 裁判官に対する責任追及

#### I 誤判責任制

先述（6.2.3参照）のように、下級裁判所から上級裁判所に発せられる「照会」は中国においては特異な現象ではなく、いわば日常的なこととなっている。ではなぜ、下級裁判所が裁判内容についてこれほどまで上級裁判所に照会するのか。その制度的要因のひとつとしては、下級裁判所の判断が上級裁判所の2審または再審で破棄・改判されれば、それは「誤判」[錯案]と認識され、その結果、自らの業務評定にマイナスとなることを挙げることができる<sup>(121)</sup>。例えば、裁判官の昇任・昇給は、主に政治基準と業務基準により行われ、後者は具体的には事件処理の質（法的文書の質、被改判率、発効判決の再審率など）と件数により測られるという<sup>(122)</sup>。2審で破棄されたり、裁判監督手続により再審を行われたりすれば、端的に「誤判」と認識され、自らの出世に響くことになっているのである。

<sup>(119)</sup> 譚世貴「論司法独立与媒体監督」中国法学1999年4期18頁。

<sup>(120)</sup> 周道鸞・前掲注（48）6頁。

<sup>(121)</sup> このほか、裁判官の業務能力が低いことを理由が挙げられるが、それでは業務能力が高まればそれは自然と消え去るものなのだろうか。問題は上級裁判所に覆されれば「誤判」となる考え方、そして「誤判」であればその裁判を担当した裁判官の責任を追及するという制度にあるのではなかろうか。上級裁判所に照会することによりその危険を回避できるのであれば、上級裁判所に照会し、責任を逃れようとするのが条理であるように思われる。

<sup>(122)</sup> 張衛平等・前掲注（28）25頁（張衛平・胡夏冰執筆）。

また、近年においては、「改判率、差戻し率は、これまで裁判所系統の事件処理の質を測る基準であり、また先進（組織）を選定する際の根拠であった。誤判責任追及制〔錯案責任追及制〕を実施してから、それと主審人員の職位目標賞与とをリンクさせ、改判1件につき50円マイナス、差戻し1件につき100円のマイナスとし、合議体を構成する裁判官にも連帯責任を負わせている裁判所もある。そこで、改判を減らし、差戻しを避けるために、基層裁判所は上級裁判所との関係を密接にし、頻繁に問い合わせ、照会するという風潮が大いに蔓延している<sup>(123)</sup>、「今は誤判責任制があり、上級裁判所が監督している。誤判は名声が落ちるだけではなく、賞与や昇進にも響く<sup>(124)</sup>」といわれている<sup>(125)</sup>。このように元々自己の判断が2審・再審で破棄されれば業務評定にマイナスの評価が下されていたのが、誤判責任追及制（以下、「誤判責任制」と呼ぶ）の登場により、それに拍車がかかったのである。

誤判責任制とは、1988年から各地で行われている試みであり<sup>(126)</sup>、司法改革の最重要課題として「司法の公正」が叫ばれている近年においてはとりわけ強調されている。これは「誤判」と認定された際に、当該判決・裁定を下した裁判官の責任を問うという制度である。なお、本制度が定めるのは、裁判所組織内における懲戒処分である。以下では、江西省人大常委会が1997年8月15日に施行した「司法機関誤判責任追及条例」

<sup>(123)</sup> 朱志俊「法院内部請示風付加長」法学雑誌1999年4期50頁。

<sup>(124)</sup> 強世功・趙曉力「双重結構化下的法律解釈——対8名中国法官的調査」梁治平編『法律解釈問題』（法律出版社、1998年）228頁。

<sup>(125)</sup> また、差し戻す際に、「上級裁判所は当事者に2審の原判決破棄の裁定書を送達するほか、下級裁判所に当該事件の具体的問題に関する意見を特に下達することもある。こうした意見は、上級裁判所が制作した当事者に向けた裁定書よりも、その内容においてかなり詳細である」という（張衛平・前掲注（40）103頁参照）。

<sup>(126)</sup> 淳勇「論人民法院的錯案責任追究制」河北公安高等専科学校学报1998年5期（CNKI）60頁。なお、誤判責任制は1993年10月末までに、河南、河北、海南、甘肅、寧夏、天津、山東、湖南、江蘇、江西などの省・自治区・直轄市の各級裁判所において、試験的に実施されていたという（廖永安「關於錯案責任追究制度的反思」江蘇社会科学1999年3期（CNKI）62頁参照）。

を例にして、具体的にどういうものか見ていこう。

本条例は、①判決に誤りがあり、2審または再審で改判されたとき、②裁定に誤りがあり、2審または再審で破棄されたとき、③違法に調停を行い再審で破棄されたときが「誤判」に該当すると定める（8条）。ここでの「誤り」は、事実誤認、法適用の誤りおよび法定手続違反である（3条）。つまり、ここでいう「誤判」とは、原審裁判官の判断が2審・再審で維持されなかった場合を指しているのである。

表6-8 誤判の事由と責任者および法的決定の形態

誤判の事由	責任者	法的決定の形態
担当裁判官の過失	担当裁判官	一人制
主管指導者の誤った決定	主管指導者	所長審査制
集団討議を経た決定	誤った意見を主張した者	合議制または裁判委員会討議制
上級機関または関連責任者の指示	上級機関または関連責任者	上級への照会

誤判責任を追及するのは所属裁判所の裁判委員会であり、上級裁判所がそれを監督する（5条2項、6条3項）。誰が責任を負うかについては、12条が定める。表6-8は同条に基づき、誤判を招いた原因とその場合に責任を負う者、そして各事由に対応する法的決定の形態をまとめたものである（「法的決定の形態」は筆者の推測である）<sup>(127)</sup>。

「誤判」と認定された場合、責任者には相応の懲戒処分が科され、また場合によっては犯罪として処罰される（裁判官について想定されているのは枉法罪<sup>(128)</sup>であろう）。また、「誤判」により当事者に損害をもた

<sup>(127)</sup> なお、同条2号は「司法鑑定人、検証人または記録人が故意過失により誤判を招いたときは、司法鑑定人、検証人または記録人が責任を負う」とするが、ここでのテーマとは関連性が薄いため省略する。

<sup>(128)</sup> 刑法399条の規定は以下のとおりである。

「司法勤務人員が私事により法を枉げ、または情に駆られて法を枉げ、無罪と知りながら訴追されるように仕向け、有罪と知りながら故意に庇い訴追を受けないようにし、または刑事裁判活動において事実および法律に故意に違背し、法を枉げて裁判を行った者は、5年以下の有期徒刑または拘役に処する。情状が由々しい者は、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。情状が特に由々しい者は、10年以上の有期徒刑に処する。

らしたときは、国家賠償法に基づき賠償する（13条2項）<sup>(129)</sup>。

このように「誤判」による責任の負担を避けるためには、自分の上司や上級裁判所の意見に従えばよい制度になっているのである。だとすれば、こうした制度の下において、所長審査制、裁判委員会討議制や上級裁判所への照会<sup>(130)</sup>が、個別具体的事件の審理を担う裁判官にとって、極めて有用な保身の盾となることはいうまでもなからう。いわく「一部の裁判官は、ひとたび疑問のある事件や新しい類型の事件に遭遇すれば、責任負担や自己の利益の損失を回避するために、主管副所長に照会し、ひいては事件を裁判委員会の決定に委ねる」<sup>(131)</sup>と。とりわけ、自己の判断が2審や再審で破棄ないしは改判されれば「誤判」とされる以上、上級裁判所に照会し、その指示に従っておけば、「誤判」のリスクを大幅に減らすことができよう<sup>(132)</sup>。

---

民事または行政裁判活動において、事実および法律に故意に違背し法を枉げて裁判し、情状が由々しいときは、5年以下の有期徒刑または拘役に処する。情状が由々しい者は、5年以上10年以下の有期徒刑に処する。

司法勤務人員が取賄し法を枉げ、前2項の行為を行うと同時に、本法385条所定の罪を構成するときは、より重い規定に照らして犯罪を認定し処罰する」。<sup>(129)</sup> 本条例は誰が賠償するのかを規定していない。この点について、国家賠償法（全国人大常委1994年5月12日採択）は次のように定める。まず、同法19条4項は、「再審で改判され無罪となったときは、原発効判決を下した人民裁判所を賠償義務機関とする。2審で改判され無罪となったときは、1審判決を下した人民裁判所および勾留決定を下した機関を共同賠償義務機関とする」と定める。そして、①拷問や暴力行為などにより市民を負傷・死亡させた者、②武器・戒具を違法に使用し、市民を負傷・死亡させた者、③事件処理において横領・取賄を働き、私情に駆られて不正をなし、枉法裁判を行った者については、当該個人から一部または全部の賠償費用を求償できるとする（24条1項）。したがって、ここでまず賠償義務を負うのは、「誤判」とされた判決を下した裁判所であると考えられる。

<sup>(130)</sup> なお、党委員会や政法委員会の指示に従い、「誤判」とされた場合に誰が責任を負うかについては不明である。

<sup>(131)</sup> 蘇力・前掲注（67）126頁。

<sup>(132)</sup> 「裁判実務において、上級裁判所により改判・差し戻される事件のほとんどは照会していないものであり、[疑請] 手続を経た上訴事件であれば、上級裁判所は一般的に原判決を維持する」という（陳衛東・前掲注（47）165頁）。

そして、こうした誤判責任制は全国で広く行われている<sup>(133)</sup>。だとすれば、照会という極めて行政的な手法<sup>(134)</sup>が日常的に行われるのは、自然の成り行きであろう<sup>(135)</sup>。

なお、最高裁は1998年9月4日に「人民裁判所裁判人員違法裁判責任追究辦法（試行）」を出し、「違法裁判責任」という概念を創出した。本辦法は「人民裁判所判事が裁判または執行業務において、裁判業務に関連する法律もしくは法規に故意に違反し、または裁判業務に関連する法律もしくは法規に過失により違反し、由々しき結果を惹起したときは、違法裁判責任を負わなければならない」（2条）と定める。そして、裁判の誤り<sup>(136)</sup>があったとしても、故意・過失がなく、それが解釈の相違や事実および証拠の認識の相違によるものであれば、「違法裁判責任」を問わないとした（22条）。これらの規定から明らかなように、「誤判追究制は行為の結果『誤判』を根拠とするものである<sup>(137)</sup>」のに対して、

---

なお、ここで「疑請」とは、「ハードケースについての照会の略称」である（同164頁）。

<sup>(133)</sup> 例えば、唐仲清・陳華楨「錯案責任追究制の思考与建議」広西社会科学2003年1期（CNKI）78頁が紹介する、江蘇省高裁が1992年11月に制定した「誤判責任追究規定」、河南省高級人民裁判所が1993年1月に制定した「全省裁判所誤判責任追究及暫定規定（試行）」。また、陝西省人大常委会「各級人民裁判所、人民検察院、警察機關誤判責任追究及条例」（1996年1月30日採択、同年3月27日発布・施行）、海南省人大常委会「各級人民裁判所、人民検察院、警察機關誤判責任追究及条例」（1997年9月26日採択、同年10月22日発布・施行）も同様である。

<sup>(134)</sup> 小口彦太はこの誤判責任制を評して「司法というよりは行政の職務の原理に馴染みやすい」という（『現代中国の法と裁判』（成文堂、2003年）216～217頁）。

<sup>(135)</sup> 本条例の称する「司法機関」は、裁判所のみならず、検察および警察も含まれる。こうした「司法機関」の把握方法と相俟って、裁判所が行政機関と同じロジックで管理されているのである。

<sup>(136)</sup> 具体的には5条から21条までに「違法裁判責任」が問われる「誤り」の類型が規定されている。例えば、14条は「事実および法律に故意に違背し、誤った裁判を行ったとき」（1項）、「過失により裁判の誤りをもたらし、深刻な結果を惹起したとき」（2項）を定める。

<sup>(137)</sup> 周永坤「錯案追究制与法治国家建設——一個法社会学的思考」法学1997

違法裁判責任制が「追及するのは裁判官の違法裁判の行為である」<sup>(138)</sup>。その後、北京市や湖北省武漢市でも同様の規定が設けられている<sup>(139)</sup>。

しかし、だからといって、誤判責任制がこれに取って代われられたわけではない。例えば、賀日開・賀岩の調査によると、「某基層裁判所では1999年から正式に最高人民裁判所の両『辦法』を実施し、3年あまり経ったが、違法裁判責任を追及されたのはわずか1件だけである。誤判責任を追及されたのは、1999年はなく、2000年は8件、2001年は5件であり、2002年は7月末まででわずか2件であり、3年あまりで計15件しか追及されておらず、しかも通減傾向を見せている」<sup>(140)</sup>という。両制度は併存しているのである。実際には「主には実体的判決の誤りから誤判を認定している。……最高人民裁判所の誤判追及の基準は、手続を主な基準とするものであり、これは各地の法規と衝突するところがあり、しかも当該辦法はまだ試行であり、本当に統一的に実施されていない」<sup>(141)</sup>という。

## II 所長引責辞任制——裁判所指導者の責任

前項で論じたように、誤判責任制は事件を担当する裁判官を上司や上級裁判所に照会するように仕向けるものであるが、これとは逆のベクトルで働く制度も、近年の「司法改革」の一環として作られた。それは「所長・副所長引責辞任制」([院長、副院長引咎辞職制]。以下、「所長引責辞任制」と呼ぶ)である。

これは、最高裁が2001年11月7日に発布・施行した「地方各級人民裁判所および専門人民裁判所所長、副所長引責辞任規定(試行)」により

---

年9期7頁。

<sup>(138)</sup> 賀日開・賀岩「錯案追究制實際運行狀況探析」政法論壇2004年1期151頁。

<sup>(139)</sup> 「北京市高級人民法院關於貫徹落實《人民法院審判人員違法審判責任追究辦法(試行)》的實施細則」(1999年5月4日)13条(北京市高級人民法院・前掲注(114)344～346頁)、湖北省武漢市江漢區裁判所の「裁判過誤責任追及暫定規定」[追究裁判錯誤責任的暫行規定](2003年1月15日施行)10条(康均心・前掲注(65)477～484頁)。

<sup>(140)</sup> 賀日開等・前掲注(138)155頁。

<sup>(141)</sup> 葛磊「法院錯案追究制度分析」中国司法2004年4期35頁。

制度化されたものであり、「職責を果たさず、または正しく果たさず、業務上の由々しい過ちが生じ、または深刻な結果を惹起した」場合は、直接的な指導責任を負う所長または副所長が、自主的に辞任しなければならないとする（3条）。具体的には、以下に掲げる4点の事由のひとつが生じたときは「自主的に辞職を申し出なければならない」（4条）。すなわち、①所属裁判所において深刻な枉法裁判事件が生じ、国家利益、公共の利益および人民大衆の生命・財産が深刻な損失を被り、または悪質な影響を惹起したとき、②所属裁判所においてその他の由々しい規律・法律違反の事件が生じたにもかかわらず、それを秘匿して報告せず、または調査を拒み、由々しき結果を惹起し、または悪質な影響を惹起したとき、③所属裁判所において、装備または行政管理業務において監督を怠り、重大事故または深刻な経済的損失を惹起したとき、④所長、副所長の職務を引き続き担当すべきではないその他の事由、の4点である（同条各号）。

こうした要件の下で所長・副所長に責任を負わせることについては、「前2号の規定は事実上、所属裁判所における不正な裁判、裁判における枉法について所長に直接的な責任を負うよう求めている」<sup>(142)</sup>という批判の声が上がっている。そのため、「所長の命運が事実上、所属裁判所の事件の裁判と一蓮托生であることは明々白々である。事件の判決の善し悪しは、もはや判決を下した裁判官ひとりのことではなく、所長もこれについて責任を負わなければならない」<sup>(143)</sup>。そこで、所長・副所長はこうした監督責任を果たすために、「ある程度において、他の裁判官に対する司法的監督・管理を強化することになる。監督・管理の手段は多種多様であるが、最も主要なものは、現在最も非難されている措置、例えば廷長・所長による事件の審査、重畳的なチェック、裁判官間の連帯責任、裁判委員会、規律検査などであろう」<sup>(144)</sup>。つまり、所長

<sup>(142)</sup> 孫霞「誰は法官の上司？院長還是法律？——論法官独立審判的實現」法学評論2002年4期157頁。

<sup>(143)</sup> 廖丹「試析法院院長引咎辭職制度」廣西政法管理幹部學院學報2002年3期（CNKI）28頁。

<sup>(144)</sup> 蘇力「中国司法改革邏輯的研究——評最高法院的《引咎辭職規定》」戰略与管理2002年1期（CNKI）30頁。

引責辞任制が所長審査制や裁判委員会討議制の潤滑油となり、所長・副所長による裁判の統制を強化するように作用しているというのである。そして、「それは裁判所という司法機構内において所長個人の行政首長責任制を推進しようとするものであり、このことは行政の手段で司法機関を直接管理することに等しい」<sup>(145)</sup>と。

なお、具体的な手続については次の2パターンが定められている。ひとつは、所長・副所長が本規定どおりに辞職を申し出る場合である。この場合は、「幹部管理権限を有する党委員会および上級人民裁判所に辞職申請書を提出し、党委員会が上級人民裁判所と協議した上でその同意を得た後、法定手続に照らして処理する」(5条)とされている。もうひとつは、所長・副所長が辞職を申し出ない場合である。この場合は、「幹部管理権限を有する党委員会が上級人民裁判所と協議した上でその同意を得た後、人大または人大常委会に法定手続に照らして罷免、更迭または停職するよう提案する」(6条)とされている。かかる手続から、実際に上級・同級党委員会が上級裁判所と協議した上で、裁判官人事が進んでいることが透けて見えよう<sup>(146)</sup>。

---

<sup>(145)</sup> 孫霞・前掲注(142)158頁。蘇力・同上33頁も「我々の多くの司法の管理者、政策決定者、司法改革の唱道者およびマスメディアは、司法制度のロジックと行政制度のロジックおよび立法制度のロジックが全く異なるという点を全く意識していない」と批判する。また、張少凱は「本規定は、行政機関が『幹部人事制度改革深化綱要』、『党・政府指導的幹部選抜任用業務暫定条例』に基づき確立した指導的幹部引責辞任制度の内容と本質的に一致するものであり、行政的管理制度のレベルにおける改革措置である」と指摘する(「司法改革若干問題反思」法律適用2005年1期61頁)。

<sup>(146)</sup> 本手続については憲法および裁判官法に違反しているという批判がある(蘇力・同上35頁参照)。まず前者は、先述(前項参照)のように、所長・副所長の任免は、憲法上、人大および同常委会の専権事項であるが、本規定では上級裁判所がそれに関与するとされている点、および上級裁判所の下級裁判所に対する監督は裁判業務についてと明記されている点を指している。また後者は、新旧裁判官法が「裁判官が辞職を求めるときは、本人が書面で申請し、法の定める手続に照らしてその職務を解かなければならない」(旧法37条、現行法39条)としているにも拘らず、辞職申請書の提出を強制している点を指している。

### 6.3.3 まとめ

本節では裁判官の身分が極めて不安定な状態におかれていることを見た。すなわち6.3.1で見たように、法規定とは裏腹に、裁判官の人事は、党管幹部原則の名の下で党に（政府とともに）掌握されており、個別具体的事件の判決が党（および政府）の指導者の意向に合致しなければ、恣意的にその地位を剥奪される恐れが常に存在している。

また6.3.2で見たように、誤判責任制および所長引責辞任制により、個々の担当裁判官にとっては「上司」の意向に従うことが、また裁判所指導者である所長・副所長にとっては、「部下」である担当裁判官の裁判結果を管理することが保身につながる仕組みになっている。

このように、本章で検討してきた諸制度は、裁判官の責任という潤滑油により、安定して運営されているのである。

## 6.4 政府と裁判所の関係

本章ではこれまで、党と裁判所の関係、上級裁判所と下級裁判所の関係、および裁判所内部における裁判所指導者と裁判官の関係に焦点を合わせ、「裁判＝道具」構造を検討してきた。しかし、一府両院の憲法規定とは裏腹に、実態として、政府も裁判所に指示を下している。実際、厳打において、裁判所、検察および警察は党委員会および政府の指揮下に置かれていた（3.3.1、4.2.2参照<sup>(147)</sup>）。憲法が政府と裁判所の間には指導ないしは監督の関係はないとされているにも拘らず、なぜ現実においては裁判所が政府の指揮下に置かれるのか。

その理由としては、次のようなことが考えられる。まず、当地の指導者が党委員会であるとすれば、政府は「準指導者」であり、裁判所を指導する立場にあるとされていることである。それは、政府首脳が党委員会において副書記、ひいては書記を担っていることに表れている。なぜなら、「わが国においては、国家機関の指導者の權威の有無が、当該機関の機能の發揮に非常に重要な意義および影響力を有する」<sup>(148)</sup>からで

<sup>(147)</sup> 民事訴訟におけるいわゆる「地方保護主義」の問題もその典型例である。

<sup>(148)</sup> 曲新久・前掲注（76）131頁。なお、曲新久も「もちろん、政府が同級人民裁判所、人民検察院の人・財・物を管理するシステムも、人民裁判所や人民

ある。

まず政府首長についていえば、「政府首脳は一般的に党委員会副書記（党委員会書記も少数ながらある——原文）であ（る）」<sup>(149)</sup>という指摘がある。そうであれば、政府首長は同時に党のナンバー 2 でもあるため、党組織（党グループを通じた指導）および党の規律（「個人は組織に従い、少数は多数に従い、下級は上級に従い、全党は中央に従う」<sup>(150)</sup>）により、政府の「準指導者」としての地位が確保される<sup>(151)</sup>。すなわち、「地方行政指導部の正職は通常、現地党委員会の副書記を兼任しており、その

---

検察院の政府に対する依存および政府のアドバンテージを形成している」（同 115頁）とし、政府が人事および財政を握っていることによるその影響力の強さを否定しているわけではないが、政府と裁判所の関係を決定づけているのは、それらの党内の序列にあるとする。この点について、中国では一般的に、裁判所の「人事・財政・物資」が同級の党委員会や政府に掌握されているため、裁判所はこれらに従属せざるを得ないといわれている（例えば、張徳森・周佑勇「論当前我国实现司法正義的条件和途径」法学評論1999年1期23頁、譚世貴・前掲注（119）18頁、王利明・前掲注（57）121頁など）。しかし、経費を同級地方政府の財政支出により賄っているのは裁判所だけではなく、実は党委員会も同様である。すなわち、1995年11月22日に國務院が發布・施行した予算法実施条例3、4条によると、予算法（全国人大、1994年3月22日採択、1995年1月1日施行）4条1項および5条3項が定める国庫により経費を支出すべき「各部門」には「政党組織」が含まれる。つまり、共産党の経費は国庫から支出されているのである（何国強『当代中国地方政府』（広東高等教育出版社、1994年）215頁は、地方政府の支出項目として、「第1に各級地方党委員会の活動経費……」を挙げる）。しかし、党委員会が同級地方政府に従属しているということは管見に及ばない。同じく経費を国庫に依存しているからといっても、党委員会と裁判所では政府との関係は全く異なる。こうしたことは、地方各級党委員会が管轄行政区画内の人事や財政を掌握しているシステムにおいては当然のことと考えられる。そしてそうである故に、各国家機関の首長の党内序列が各国家機関相互の関係に反映されるのであろう。

<sup>(149)</sup> 曲新久・同上115頁。

<sup>(150)</sup> 党規約10条1号所定の「党員個人は党の組織に従い、少数は多数に従い、下級組織は上級組織に従い、全党各組織および全党員は党の全国代表大会および中央委員会に従う」とする原則である。

<sup>(151)</sup> 曲新久・前掲注（76）114～115頁。

ため、党の序列から見て、県長と裁判所長の上下級の指導関係は疑うべくもない<sup>(152)</sup>と。政府首長が党委員会書記を兼任している場合についてはいうまでもなからう。

実際、省クラス党委員会の指導者を見てみると、政府首長が省クラス党委員会の副書記を兼任するのが通例となっている。この点については、1997年9月時点における省クラスの政府首長、政法委員会書記、警察庁（局）長、高裁所長、高検検察長が、省クラス党委員会においてどのようなポストに就いているのかをまとめた表6-9から明らかである。省クラス政府首長31名のうち、同級党委員会書記が3名、同副書記が27名である。これに対し、31名の高裁所長は、いずれも同級党委員会常務委員会の委員ですらないのである。そして、2006年時点でもこうした状況に変化はない<sup>(153)</sup>。政府が「準指導者」であり、裁判所がその「指導」を受ける立場にあることは明らかであろう<sup>(154)</sup>。

このように裁判所は政府の格下と位置づけられているが、実はそれだけではなく、[公検法(司)]という呼称が示すように、政府の一業務部門にすぎない警察（そして司法行政部門）と同様に、裁判所はその業務部門と認識されている。このことは次の指摘が端的に示している。すなわち、「現在、実際には歴史的沿革に基づき法的地位および機構のランクにおいて各級裁判所は同級人民政府の一部門と同等視、ないしはそ

---

<sup>(152)</sup> 左衛民・周長軍『変遷与改革——法院制度現代化研究』（法律出版社、2000年）182頁。

<sup>(153)</sup> ラヂオプレス編『中国組織別人名簿』（RP プリンティング、2006年）。同書によると2006年11月15日現在、省クラス政府首長31名の内、党委員会書記代理1名、同副書記30名である。なお、河北省高検の王其江検察長は同級党委員会常務委員である。

<sup>(154)</sup> 現職検察官は政府と検察の関係について、「各クラス政府のトップは通常当該クラスの党委副書記を兼任しており、検察長は同クラス党委員会の委員にしかかなりえず、誰が誰を指導しているのかは明らかである」と指摘する（王明理・安毅「对中国検察制度三对矛盾的思考」中国検察理論研究所・中国検察官協会編『新世紀検察改革展望——首届全国検察理論研究年会文集』（中国検察出版社、2000年）163頁）。しかしこれまで論じてきたように、この指摘は検察のみならず、裁判所にも妥当する。

表6-9 省クラス主要指導者の同級党委員会におけるポスト(1997年9月時点)

地 方	政 府		政法委		警 察		高 裁		高 検	
	首 長	党	書 記	党	首 長	党	所 長	党	検 察 長	党
北 京	李其炎	副	強 衛	常	張良基	—	盛連剛	—	何訪拔	—
天 津	張立昌	書	宋平順	副	宋平順	副	張柏峰	—	張德銓	—
河 北	葉連松	副	許永躍	副	俞定海	—	李玉成	—	候 磊	—
山 西	孫文盛	副	張秉法	常	李玉璋	—	李玉臻	—	左 祥	—
内モンゴル	烏力吉	副	万継生	常	李慶玉	—	巴士傑	—	張鶴松	—
遼 寧	閔世震	書	董万徳	—	郭大維	—	範方平	—	楊業勤	—
吉 林	王雲坤	副	趙永吉	常	趙永吉	常	楊慶祥	—	李向武	—
黒竜江	邵奇恵	副	王建功	副	徐衍東	—	唐憲強	—	于万嶺	—
上 海	徐匡迪	副	王力平	常	劉雲耕	—	胡瑞邦	—	倪鴻福	—
江 蘇	鄭斯林	副	李明朝	常	李明朝	常	李佩佑	—	張品華	—
浙 江	柴松岳(代)	副	斯大孝	常	斯大孝	常	夏仲烈	—	葛聖平	—
安 徽	伝錫寿	—	陳瑞鼎	常	陳瑞鼎	常	韓雲萍	—	宋効賢	—
福 建	賀国強	副	黄松祿	常	黄松祿	常	方忠炳	—	鄭義正	—
江 西	舒聖祐	副	彭宏松	常	丁鑫堯	—	李修源	—	闕貴善	—
山 東	李春亭	副	張恵来	常	高新亭	—	宇培杲	—	趙長風	—
河 南	馬忠臣	副	鄭増茂	常	王明義	—	李道民	—	李学斌	—
湖 北	蔣祝平	副	劉榮礼	常	劉榮礼	常	李其凡	—	鍾澍欽	—
湖 南	楊正午	副	李貽衡	常	李貽衡	常	詹順初	—	張樹海	—
広 東	盧瑞華	副	陳紹基	常	陳紹基	常	麦崇楷	—	王 駿	—
広 西	成克傑	副	丁廷模	副	陸炳華	—	黄任文	—	韋家能	—
海 南	阮崇武	書	王学萍	常	胡志華	—	田忠木	—	秦醒民	—
重 慶	蒲海清	副	王鴻挙	副	陳邦国	常	趙俊如	—	秦信聯	—
四 川	宋宝瑞	副	王景栄	常	呂 卓	—	李玉龍	—	龔読綸	—
貴 州	呉亦侠	副	胡克恵	常	姜延虎	—	謝錦漢	—	胡克恵	—
雲 南	和志強	副	姜興長	常	馮家聡	—	邱創教	—	和占鈞	—
チベット	江村羅布	副	子 成	常	子 成	常	白 釗	—	土登才旺	—
陝 西	程安東	副	楊 烈	—	趙英武	—	王発栄	—	張文宣	—
甘 肅	孫 英	副	楊振傑	副	郝洪涛	—	王世文	—	李徳奎	—
青 海	白恩培	副	馮敏剛	副	恵文林	—	馬有功	—	劉 暁	—
寧 夏	白立忱	副	王魁才	—	龐明元	—	鄒獻朝	—	胡叙明	—
新 疆	阿不来提・阿不都熱西提	副	李逢滋	常	張秀明	—	阿不都熱依木・卡徳爾	—	買買提・玉素甫	—

出典：警察庁(局)長については『法律年鑑(1998)』1298～1299頁を参照した。ただし、このデータは1997年12月31日時点のものである。それ以外については、表6-1と同じ。

\*「党」は省クラス地方党委員会での役職を意味し、当該項目における「書」は同書記を、「副」は同副書記を、「常」は同常務委員を指す。なお、書記および副書記は常務委員である。「—」はポストなしである。

のものとなっている。『全国優秀宣伝刊物』において、某直轄市の指導機構責任者の経歴を紹介する資料において、そのうち市党委員会、市人大、市政府、市政协商会議、市規律検査委員会の責任者を紹介し終えた後に、『市政府各機構責任者』の部分でようやく『市高級人民裁判所長』の名前を目にすることができるのであり、これはまさに裁判所を同級政府の一権能部門、一内設機構としているのではないか？」<sup>(155)</sup>、と。また、1999年初頭に四川省の一部の基層裁所長を対象として行ったヒアリング調査において、ある所長は「中国の現行制度において、裁判所の業務は現実的であり、常に書記に面と向かって報告しなければならず、裁判所は客観的に見て党委員会や政府の一権能部門となっている」と吐露したという<sup>(156)</sup>。

そして、警察・検察・裁判所の関係においては、裁判所が警察の格下となることが通例となっている。それは政法委員会の存在によるものである。というのは、警察のトップが政法委員会の書記や副書記を兼任した場合、政法委員会指導者として裁判所を指導する立場にあるからである（むしろその逆もあり得るが）。すなわち、「現在、少なくない地方の政法委書記が警察の主要指導者を兼任することが慣例となっている。そのため、警察は3機関の相互関係を処理する際に二重の身分を擁する主導的地位に立っている。政法委員会が政法機関を直接指揮することにより、ほとんどの場合において警察がその他の機関の上に立つことになるのである。政法委員会の決定に従うことは実質的には警察の決定に従うことであり、裁判所、検察院はこのため警察を監督することができない。筆者は調査中、多くの人々が警察を裁判所、検察院の上級機関であると考えることに気づいた。このジョークはおそらく現行制度と関係があるのであろう」<sup>(157)</sup>と。

<sup>(155)</sup> 李漢成「建立社會主義市場經濟體制迫切需要樹立人民法院的權威」法律適用1994年11期（CD版）7頁。

<sup>(156)</sup> 左衛民等・前掲注（152）183頁。

<sup>(157)</sup> 石泰峰・前掲注（81）38頁。曲新久も「警察の行政首長が党委員会政法委員会書記を兼任すれば、警察は人民裁判所や人民検察院に対して相対的なアドバンテージを獲得することになる」と指摘する（曲新久・前掲注（76）115頁）。

実際に、省クラスにおいては警察局・庁長が政法委員会書記となることが多い。表6-10は、省クラス政法委員会書記の中で、各年度末時点において警察・検察・裁判所・司法行政機関の庁（局）長、検察長、所長ないしは党書記を兼任していた者の一覧表である（2006年のデータは同年11月15日時点のもの）。

本表から明らかなように、ほとんどの省、自治区および直轄市において政法委員会書記に就任しているのは警察庁（局）長である。そしてこうした場合、警察が裁判所の上に立つことになるのはいうまでもない。中には、吉林省の趙永吉、江蘇省の李明朝、福建省の黄松祿などのように同級党委員会の常務委員を兼任している者もあり、天津市の宋平順に至っては同級党委員会の副書記を兼任している<sup>(158)</sup>。

以上のように、国家機関の構成構造において、裁判所の地位は一府両院の建前とは異なり、同級政府の格下であるばかりか、業務部門と同列に扱われ、さらには業務部門の指導下に入ることすらある。こうした政府に対する裁判所の地位を規定しているのは、各機関の首長の党内の序列である<sup>(159)</sup>。しかも、政府首長が同級党委員会の副書記を担うのは固定化された図式であり（というよりも、党委員会のナンバー2、ないしはトップが政府首長のポストに就くと表現した方がより適切であろう）、したがって、政府が「準指導者」として裁判所を指導する立場にあることも固定化されているといえよう。

---

なお、①両業務に対するエフォートが分散する、②政法部門間の争いを法に従い公正に処理できない、またはセクト主義に陥りやすいという2点の理由から、同級の「政法指導者」は政法委員会書記を兼任すべきではないという批判もある（林中梁・前掲注（82）14～15頁参照）。党もこうした問題があることに気づいており、1999年には中共中央「政法幹部隊列の建設をさらに強化することに関する決定」（4月15日）を出し、「各級政法委員会の書記は、同級党委員会常務委員が担当しなければならない、原則として同級のその他の政法部門の指導的職務を兼任してはならない」と指示した。しかし、現実には以下に見るとおりである。

<sup>(158)</sup> 1997年9月時点で、31名いる警察庁（局）長のうち、党委員会副書記または常務委員を兼任している者は11名いる（表6-8参照）。

<sup>(159)</sup> なお、行政クラス〔行政級別〕のランク付によると、裁判所は同級政府よりも半クラス下の国家機関と位置づけられている。このことは、「現在、地

表6-10 省クラス政法委員会書記の「政法部門」首長兼任状況(1990～2006年)

地方	氏名	所属機関	政法委	兼任	地方	氏名	所属機関	政法委	兼任			
北 京	強 衛	警	99-00	96-01	湖 北	鄭少三	警	03-06	03-05			
			04-06	99-00				03-05	03-05			
天 津	宋平順	警	90-97	93-04	93-97	湖 南	朱東陽	警	90	90-92	90	
内 蒙 古	万継生	警	95-97	93-01	95-97		李貽衡	警	93-99	95-01	95-99	
遼 寧	丁世発	裁	01-06	01	01		周本順	警	00-02	02	02	
							李 江	警	04-06	04-06	04-06	
吉 林	趙永吉	警	96-98	96-00	96-98	広 東	陳紹基	警	91-98	93-01	93-98	
	聶文権	警	05-06	02-06	05-06		梁国聚	警	99-06	02-06	02-06	
上 海	劉雲耕	警	97-99	98-01	98-99	広 西	林超群	警	90-95	90-95	90-95	
	呉志明	警	00-06	02-06	02-06		陳邦国	警	97-00	98-01	98-00	
江 蘇	李明朝	警	93-00	95-00	95-00	重 慶	朱明国	警	01-06	02-06	02-06	
							胡克惠	檢	93-97	90-97	93-97	
浙 江	夏仲烈	警	90-92	90-92	90-92		貴 州	姜延虎	警	94-04	98-06	98-04
	斯大孝	警	93-97	93-98	93-97			雲 南	姜興長	司 檢	93-94 98	95-98
安 徽	王勝俊	警	90-91	90-92	90-91	チベット	子 成		裁 警	90-92 93-97	90-97	90-97
	陳瑞鼎	警	92-97	96-99	96-97		楊 松	警	03-04	03-05	03-04	
福 建	黃松祿	警	90-97	94-00	94-97		王賓宜	警	04-06	06	06	
	鮑紹坤	検 警	98-01 06	02-06	06		陝 西	宋洪武	警	05	05-06	0
山 東	高新亭	警	96-01	97-05	97-01	青 海	唐正人	警	92-94	90-94	92-94	
河 南	鄭増茂	裁	90-95	93-98	93-95		寧 夏	李順桃	警	98-05	99-06	99-05
湖 北	田期玉	警	90-91	90-91	90-91	新 疆		張秀明	警	96-02	00-06	00-02
	劉榮礼	警	93-97	93-97	93-97		陳訓秋	警	98-01	01-02	01	

出典：2005年までは『法律年鑑』各年度版「省、自治区、直轄市政法部門及有關部門負責人名单」参照。2006年についてはラヂオプレス編『中国組織別人名簿』（RP プリンティング、2006年）。

\*表中の下二桁の期間はそれぞれの就任期間を指し、兼任期間は所属機関の長と政法委員会を兼任した期間を指す。

方各級司法機関は行政クラスにおいていずれも同級の行政機関よりも半クラス低い。県長は正処クラス、県裁判所長は副処クラス、市長は正局クラス、中裁所長は副局クラス、省長は正省クラス、高裁所長は副省クラスなどである」（張衛平等・前掲注（28）38～39頁（張衛平・胡夏冰執筆））という指摘からうかがえよう。また、少々古くなるが、1985年9月1日に出された中共中央辦公庁「地方各級裁判所、檢察院の幹部配備を強化することに関する通知」も、裁判所長の行政クラスを政府首長の半クラス下とする。例えば、省クラスであるならば、省政府首長が省長クラスで、高裁所長が副省長クラスとなる。しかし本文中で指摘したように、現実には各機関首長の党内序列により、相互の上下関係が決する。

そして、こうした「準指導者」の地位にある政府は、指導者である党委員会とともに、管轄地域の治安について責任を負わなければならないとされている。すなわち、中央社会治安综合治理委員会「社会治安綜合対策活動において『属地管理』原則を実施することに関する規定（試行）」（1991年12月25日）<sup>(160)</sup>は、各級党委員会および政府は管轄地域の社会治安の維持に全体的な責任を負い、同地域における社会治安綜合対策活動について全面的責任を負うとした。なお、1979年の全国都市治安会議において治安回復を図らなければ「党および政府の職務懈怠」とされるという認識が示されたように（2.2.1参照）、本規定以前においても党委員会および政府が管轄地域の治安について責任を問われなかったわけではなからう。

実際に厳打においては、例えば湖北省荆沙市では、「数年来、わが市における各『厳打』行動においては、党および政府の主要指導者が全体的責任を負い、分担指導者が当該部分について責任を負い、政法委員会が実際上の責任〔実責〕を負い、政法各部門は各々の職責を果たし、各々について責任を負い、関連部門が積極的に協力し、政法警察幹部・警察官が主力軍を担い、広範な大衆が積極的に参与する闘争の局面を形成している」<sup>(161)</sup>という。裁判所の「働き」が不十分であれば、裁判所のみならず、党委員会や政府も「上司」として責任を問われるのである。あたかも各地方ブロックが一組織となって当地の治安維持を請け負っているかの様相を呈している（この点については次節で改めて検討する）。

そして、政府はこうした「責任」を果たすために、「準指導者」として裁判所に指示を下す。この「準指導者」の指示を担保するものは、指導者の指示を担保するものと同じである。すなわち、人事と財政である<sup>(162)</sup>。人事については、6.3.1ですでに検討した内容と重複するため、ここで

<sup>(160)</sup> 筆者未見。以下の内容については、蕭揚主編『中国刑事政策和策略問題』（法律出版社、1996年）123～124頁を参照した。

<sup>(161)</sup> 張普華「“厳打” 闘争的実効問題」人民公安1995年14期（CD版）32頁。

<sup>(162)</sup> 「（裁判所長は）現在県党委員会から金をもらうために70%の精力を使わなければならない」という指摘が示すように、当然のことながら財政も「党の指導」に服する（「法官談法制」中外法学1989年4期51頁）。

は省略する。以下では財政に焦点を合わせてみていこう。

国家機関の予算案編成は政府の職務であり（憲法89条5号、地方組織法59条5号）、「裁判機関の経費は行政機構の財政部門により掌握され、その人員編成は、同級行政機関編制委員会により決定され、その設備および後勤の保障は、行政機構の関連部門が担当し、または協力する」<sup>(163)</sup>。そして今日においては、司法改革が声高に叫ばれる中、行政による裁判に対する干渉や地方保護主義の根源<sup>(164)</sup>として、「裁判所の財政支出（事件処理経費、給与・福利、建設資金などを含む——原文）は政府の支配に服しており、このことは政府が裁判所の裁判の独立に干渉する脅迫手段となっている」<sup>(165)</sup>ことが批判されている。

表6-11 江西省裁判所の収支状況（1997～2000年）単位：万元

年	収 入			支 出					収 支
	予算外 収 入	財 政 支 出	合 計	人件費	行 政 経 費	業務費	基 礎 設 設	合 計	
1997	12300.0	6451.2	18751.2	5717.7	4072.1	7459.3	3576.9	20826.0	-2074.8
1998	14218.8	7909.0	22127.8	6937.6	4958.0	7753.9	3870.0	23519.5	-1391.7
1999	16304.3	9786.4	26089.7	8616.8	5420.0	8608.4	3756.5	26400.7	-311
2000	13184.9	13671.8	26856.7	11313.3	5406.6	10218.3	1016.5	27953.7	-1097

出典：薛江武・張勇玲「法院経費保障問題の分析と思考——江西法院経費保障情況調査報告」  
人民司法2001年8期37頁。

\*2000年度には借入金も含まれている。

しかも、裁判所の経費は潤沢どころか、赤字というのが現状である。例えば1985年8月31日に最高裁および財政部が連名で出した「人民裁判所の業務経費難問題を適切に解決することに関する通知」には、「一部の基層人民裁判所の経費は依然として深刻であり、全く足りておらず、1年の経費を10ヶ月、ひいては半年で使い切ってしまうところもある」という件がある。こうした状況は今日でも変わっていない。このことを示すのが、江西省の全裁判所の1997年から2000年までの収支状況をまと

<sup>(163)</sup> 黎国智・馮小琴「人大対法院個案監督的反向思考」法学2000年5期10頁。

<sup>(164)</sup> 鈴木・前掲注（94）178頁。

<sup>(165)</sup> 張愨等・前掲注（80）248頁。

めた表6-11である。

このように、江西省の裁判所は全体として赤字が続いており、財政支出では人件費を賄うのが精一杯であり、地方によっては給与の未払いすらあるという<sup>(166)</sup>。

そして、こうした状況は何も江西省に限ったことではない<sup>(167)</sup>。人件費を例に挙げれば、「2000年だけで、全国の裁判所における裁判官およびその他の職員の未払い分給与は4.7億元に達し(た)」<sup>(168)</sup>という。したがって、裁判所としてはより多くの予算をとりつけ、財政収入の拡大を図ることが必須となる。むろん、最終的に「財布の紐」を握っているのは党委員会であるが、裁判所にとって、具体的な予算配分を立案する政府の影響力を軽視することはできない。そのため、「二重の忠誠(縦ラインと地方ブロック)の圧力の下で、司法権が正当に行使できないときの最終的な結果は、大体において地方権力の意思に従わざるを得ないというものである——裁判所の『幹部・警察官』全体の衣食住と交通の責任を負う所長・副所長にとって、『節操を失う』ことは些細なことであり、餓死するかどうかこそが大問題である」<sup>(169)</sup>という状況に陥っているという。

<sup>(166)</sup> 「2000年末までに、全省の112の裁判所(専門裁判所を含まない)中、給与未払いの裁判所は87あり、裁判所総数の77.68%である。そのうち、各種の補助、手当が未払いの裁判所は77あり、総数の68.75%である。基本給も補助、役職手当も未払いの裁判所は10あり、総数の8.9%である。さらには一部の裁判所では連続数ヶ月生活費のみ支給し、給与を支給しない現象も存在している。全省の裁判所で給与未払い人数は3736人に達し、未払い総額は1398万元に上る」(カッコ内は原文)という有様である。とりわけ深刻なのは基層裁であり、100ある基層裁のうち正常な業務の運営に足りるだけ経費が支出されているのは9%しかないという(薛江武・張勇玲「法院経費保障問題の分析と思考——江西法院経費保障情況調査報告」人民司法2001年8期37頁)。

<sup>(167)</sup> 上記薛江武等論文の編集者コメントによると、「全国の裁判所と比較すると、江西の状況は典型的のみならず、さらには一定の普遍性を有する」。また、裁判所の財政問題の現状については、王亜新「中国の裁判所の財政的基盤について」比較法研究61号(2001年)154頁以下参照。

<sup>(168)</sup> 周道鸞・前掲注(48)4頁。

<sup>(169)</sup> 賀衛方「司法改革中の上下級法院関係」法学1998年9期43頁。

## 6.5 構造の全体像

本章におけるこれまでの検討を要約すると、裁判所は政府、さらには警察や司法行政部門などの政府業務部門と同じく、上位者（裁判所については党委員会、政法委員会、政府）の指揮命令下にあるということになる。「現在、依然として少なくない人が裁判所と行政機関を『法律執行機関』と呼び、裁判所を党委員会や政府の一部局とみなし（ている）」<sup>(170)</sup>という指摘は、裁判所のこうした位置づけを何よりも明確に物語っている。裁判所は政府業務部門と同じく、党委員会および政府の指揮の下で法律を執行する機関＝行政とされているのである<sup>(171)</sup>。そして、こうした上意下達の指示の実効性を根本的に担保するものが、「責任」であることは先述のとおりである（裁判官については前々節、政府については前節参照）。

以上のような「裁判＝道具」構造を定式化すれば、①責任を媒介とした②権力不分の③ヒエラルヒー構造とすることができると考える。丸数字の順にその内容を敷衍しよう。まず①「責任を媒介とした」とは、個別具体的事件の審理を担う裁判官はもとより、それに指示を下すパワーを有する当該裁判官所属裁判所の指導者層（所長、副所長、院長、副院長および裁判委員会）、上級裁判所、同級政府、同級党委員会にも相応の責任が課されていることを指す。つまり、ヒエラルヒーの構成要素全てが、パワーに応じた責任を負っているのである。そして、その責任はヒエラルヒーの上位者に対して負うものである。次に②「権力不分」とは、裁判所に引きつけていえば、司法が行政から分離していないこと、つまり裁判所が果たすべき「裁判」という作用が行政に解消されていることを指す。このことは端的に、裁判の任務が国家目的の積極の実現と

<sup>(170)</sup> 李承武「淡化行政色彩：法院改革的必由之路——關於改革現行法院行政管理体制的幾点思考」行政与法2000年5期（CNKI）56頁。

<sup>(171)</sup> そしてこのことはまた、小口彦太が指摘したように、裁判所の作用が行政と質的に区別されていないことを意味する（小口・前掲注（134）44頁）。ここでいう裁判所の作用には、司法行政的な作用のみならず、司法作用＝裁判も含まれる。このことは6.2で検討した法的決定形成プロセスに介在する諸制度、および前部で明らかにした嚴打の実践が何よりも如実に物語っている。

されている点に表れている。最後に、③「ヒエラルヒー構造」とは、明確な上下関係の序列ができあがっており、上位者は下位者に対して「責任」に応じたパワーを持ち、事実上ないしは法的に、指示を下せるということである。

そしてこうした構造は、前節で指摘したように、あたかも党委員会を指導者とし、政府を「準指導者」<sup>(172)</sup>とする各地方ブロックが一組織となって当地の治安維持を請け負っているかの様相を呈している点で特徴的である<sup>(173)</sup>。例えば、社会治安総合対策において採用された「属地管理」原則を北京市に当てはめて考えると、次のようになる。まず、北京市（省クラス）の党委員会および政府は、北京市全体の治安について責任を負うことになる。次に、例えば北京市の市轄区である海淀区（県クラス）の党委員会および政府は、北京市海淀区内の治安について責任を負うことになる。そして、各級裁判所は同級党委員会および政府の指示に従い行動するのであるが、何か問題が生じたときは、裁判所が責任を負わなければならないだけでなく、同級党委員会および政府もその上位者に対して責任を負わなければならない、と。

また先述（前節参照）のように、湖北省荆沙市では厳打に際して、「党および政府の主要指導者が全体的責任を負い、分担指導者が当該部分について責任を負い、政法委員会が実際上の責任を負い、政法各部門は各々の職責を果たし、各々について責任を負（う）」とされた。これも上と同様の仕組みであるといえよう。

責任を媒介とした権力不分のヒエラルヒー構造において、裁判所には縦ラインにおける上位者（上級裁判所）と地方ブロックにおける上位者（同級党委員会・同政法委員会・政府）がいる。だが、実際の責任負担

---

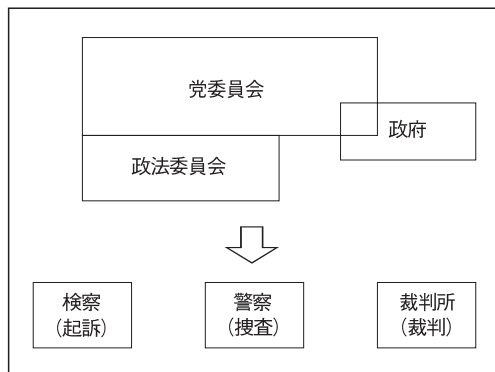
<sup>(172)</sup> 中国では一般的に「党委員会と政府の指導の下」[党委、政府的領導下]や「党および政府の指導者」[党政領導]といった表現が用いられる。こうした表現は党委員会と政府の関係および両者の位置づけ（指導者と「準指導者」）を反映しているといえよう。

<sup>(173)</sup> 清代の裁判制度が「請負」的であったとする研究として、陶希聖『清代州縣衙門刑事審判制度及程序』（台北食貨出版社、1982年）60頁がある（[責任制]と表現する）。

の形態からいえば、まず地方ブロックの上位者に対して責任を負わなければならない仕組みになっているのである。このことはまた、人事・財政制度のあり方とも吻合していよう。

以上を踏まえて、一地方ブロックにおける党・国家機関の関係を概念図化したものが図6-1である。本図で示す各地方ブロックの積み重なりにより、「裁判＝道具」構造が形成されていると考えられる。

図6-1 地方ブロックにおける党・国家機関の関係



\*なお、政府が党委員会と一部重なっているのは、政府首長のほとんどが党委員会書記ないしは副書記ポストに就いていることから、両者が重なり合っていることを反映するためである。

それでは、裁判所の縦ラインにおける上位者、すなわち上級裁判所との関係をどう考えたらよいのであろうか。これについては4.4で検討した同性向けの管理売春事件の経緯が参考になる。すなわち、南京市秦淮区の警察は検察に本件被告人の勾留を請求したが、検察はこれを却下した。警察は検察の判断に服さず、再議を請求したが、再び退けられた。そこで警察、検察はそれぞれに上級部門に報告し、その結果、省政法委員会が本件のために会議を開催し、そこで高裁が最高裁に照会することが決められた。県クラスなどでどのような経緯を経て上級部門に報告したのかは定かではないが、省クラスにおいては、政法委員会が警察・検察・裁判所を集めて会議を開いたが、そこで決着がつかなかったため、高裁に対して最高裁に照会するよう指示したのであった。つまり、まず

地方ブロックで解決を試み、それが果たせなかったから上級裁判所に照会したのである。

このことは、中央政法委員会に長年身を置いた林中梁の次の指摘からも確認できる。すなわち、いわゆる「党内事件調整会」において、「参加者の共通認識となった意見、または少なくとも多数者の正しい意見、もしくは少数意見であるが正しいものをまとめ、議長（政法委員会の書記、副書記、事務局長または副事務局長が務めるのが通例）の調整・説明を経て、最後に大多数の支持をとりつける」。また、統一見解を形成できないときは、上級の政法委員会や政法部門に指示を仰いだり、同級政法部門に対して上級政法部門に照会するよう指示したりする、と<sup>(174)</sup>。つまり、同会議において統一見解を形成できれば、上級の出る幕はないが、逆に統一見解を形成できなかったときは、上級裁判所、上級政法委員会などに照会するのである<sup>(175)</sup>。

このように見てくれば、まず地方ブロックで解決を試み、それが不調に終わったときは、上級にお伺いを立てるという図式が成り立つ。そして、上級にお伺いを立てた場合には、「司法実務において、多くの地方人民裁判所が照会する必要のない問題について最高人民裁判所に照会するのは、往々にして裁判所が何らかの形で権威の挑戦を受け、最高人民

---

<sup>(174)</sup> 林中梁・前掲注(82)586～587頁。なお、最高裁「事件を報告・照会する際に注意すべき問題に関する通知」(1986年3月24日)2条は、「事件の犯罪認定、量刑の問題に関する照会については、正式の照会報告書を作成し、詳細な事案報告および事件資料を添付しなければならない。照会報告においては、高級人民裁判所裁判委員会の意見または政法委員会の意見を明記しなければならない。裁判委員会の見解が分かれたときも、裁判委員会がどの意見に傾いているかを明記すべきである」とする。つまり、最高裁は省クラス政法委員会の意見も含めて照会を勧奨するとされているのである。

<sup>(175)</sup> ただし、これは政法委員会が「調整」する必要のある重大事件・ハードケースについてであり、政法委員会が口出する必要のないケースについては、政法委員会の「調整」会議を経由することなく、上級裁判所に照会するものと考えられる。なお、「一般的な大量の事件は政法部門がそれぞれ法に従いその職責を果たし、法に従い処理すればよく、人為的に手続を増やす必要はない」(同上582頁)といわれているようように、政法委員会の「調整」会議を経由しない事案が多数を占めるのであろう。

裁判所の支持を得たいからである」<sup>(176)</sup>という指摘から読み取れるように、その回答に従うことになるのであろう。

こうした構造の下にある裁判は、必然的に上位者の指示を「執行する」道具となろう。けだし、こうした構造は裁判官が中立公平な第三者として判定を下すことを予定しておらず、まさに上位者（究極的には党中央）の指示を下位者に貫徹するためのものだからである。そうである以上、嚴打のような政治的任務においては裁判の道具化がより徹底されることになる。さもなくば、「重罰を科すべき罪である『嚴打』対象について、重く処断できないばかりに軽く処断すれば、我々が有すべき政治的原則性および法の嚴肅性を失うことになる」<sup>(177)</sup>という指摘が示すように、自らの政治的立場に疑いが生じることになる。

なお、中国における司法の独立や裁判官の独立を一般的に論じる上では、憲法上裁判所を監督する立場にある人大と裁判所の関係も論点となる。しかし、地方人大は「党委員会が頭を縦に振らなければ監督できず、政府が不愉快になれば監督できず、難題に遭遇すると監督できない」<sup>(178)</sup>という指摘が示すように、憲法の建前とは裏腹にこれまで実質的な役割を果たしてこなかった。それは次のような理由によるといわれている。すなわち、「『一府兩院』を監督し、法律を徹底実施させるための多くの問題は、党委員会と政府が共同で決定し、連名で文書を発し、政府が実際に行う。警察・検察・裁判所3機関の関係も、長期に渡り党委員会、政法委員会が調整している。さらに、政府首長は党委員会の第1副書記である。このほか、地方国家権力機関の構成員は、基本的に同級行政機関、裁判機関、検察機関の定年間近の幹部が移ってきたものであり、彼らのほとんどの給与および福祉待遇は依然として元の所属先に頼っている。……一部の人民大衆が、『4つの看板、1つの扉（党委員会、人大、政府、政協）、主人はひとり（党委員会書記）』というのも無理ない」<sup>(179)</sup>

<sup>(176)</sup> 曲新久・前掲注（76）181頁。

<sup>(177)</sup> 黄祥青「“嚴打” 刑事政策的掌握与運用」政治与法律2001年6期25頁。なお、著者は上海市高裁に所属している。

<sup>(178)</sup> 郭道暉「実行司法独立与遏制司法腐敗」法律科学1999年1期12頁。

<sup>(179)</sup> 王果純・伍玉功「我国司法体制存在的問題及其对策」常德師範学院学報（社会科学版）2000年5期（CNKI）18頁。

と。つまり、人大が裁判所に対して果たすべき監督の権限は、党および政府が行使しているため、人大の出る幕がないというのである。実際、前部で明らかにしたように、厳打に際して裁判活動を指揮したのは党および政府であったし、人大は実務の第一線ではなく、第一線から退いた者の職場と認識されている<sup>(180)</sup>。

このように地方国家権力機関としての地方人大は形骸化しており、その実務に対する影響力は限られている。加えて、「経験科学的見地よりすれば、日常的に業務を遂行しない機関にどれほどの権力性があるかきわめて疑問であり、対『国家権力機関』との関係で司法の従属を云々することにはあまり意味がない」<sup>(181)</sup>（傍点は原文）。

ただし、90年代中頃以降、学界において注目を集めている人大による個別具体的事件の監督（いわゆる〔個案監督〕<sup>(182)</sup>）の問題が示すように、近年においては地方人大の役割の実質化が模索されているようである。このことを示すように、近年、省クラスにおいては党委員会書記ないしは副書記が人大常委会主任ポストに就くようになってきている。例えば、1997年9月時点において省クラス人大常委会主任31名のうち、同級党委員会書記が2名、同副書記が4名、同常務委員が1名であったのに対し、地

<sup>(180)</sup> 例えば、チベット自治区で高裁所長、警察庁長、同自治区政法委員会書記を歴任した子成は、60歳になったときに「自分も年をとった」という理由から人大常委会を最後の職場に選んだという（李祥編『西藏公安的搖籃』（中国人民公安大学出版社、2003年）178頁参照）。また、次のようなエピソードも、人大の実際上の地位の低さを示していよう。組織部長、規律検査委員会書記、党委員会常務委員会委員などの要職を歴任し、党委員会副書記と政法委員会書記を兼任していた順昌県の李建は、1998年の任期に伴う指導部刷新の際に、今度こそ県長になれると思っていた。しかし、「上級は彼を県長にしようとは考えておらず、県人大常委会主任ないしは政協主席に就かせようと考えていた。そのため、李建はひどい『挫折』感を味わった」と（『從“嚴打”先進到黑惡勢力“保護傘”——原福建省順昌县委副书记兼政法委書記李建的墮落軌跡』記者觀察2002年9期（CNKI）47頁）。

<sup>(181)</sup> 小口・前掲注（134）26頁。

<sup>(182)</sup> 例えば、李曉斌「対“人大”質詢法院の質疑」法学1996年9期2頁以下、王晨光「論法院依法獨立審判權和人大對法院個案監督權的衝突及其調整機制」法学1999年1期18頁以下など。

方人大が改選され、人大常委会主任が新たに選ばれたばかりの2003年2月28日時点では、31名中、同級党委員会書記が23名、同副書記が6名であった<sup>(183)</sup>。先に引用したように、「国家機関の指導者の権威の有無が、当該機関の機能の発揮に非常に重要な意義および影響力を有する」<sup>(184)</sup>のであれば、この変化は人大のあり方が大きく変わる兆しといえよう<sup>(185)</sup>。憲法上、裁判官の任免および裁判所の予算を最終的に決定するのは人大であるため、人大は現在の党および政府と同じ役割を合法的に果たすことが可能である<sup>(186)</sup>。省クラス党委員会書記ないしは副書記が同級人大常委会主任に就くようになったのは、まさにその布石であるといえよう<sup>(187)</sup>。

---

<sup>(183)</sup> 1997年については中共中央組織部・中共中央党史研究室・中央档案馆編『中国共産党組織史資料 第7巻(上) 社会主義事業発展新時期(1976.10-1997.9)』(中共党史出版社、2000年)337頁以下、同書『第7巻(下)』、同書『附巻一(下) 中華人民共和國政權組織(1949.10-1997.9)』1023頁以下を、また2003年については、「各省、自治区、直轄市党委、政府、人大、政協負責人一覽表」瞭望新聞週刊2003年9期(CNKI)46-48頁を参照した。なお、2006年11月15日現在では、29名(広西チワン族自治区、甘肅省の人大常委会主任ポストは欠員)中22名が同級党委員会の書記であり、4名が副書記である(ラチオブレス・前掲注(153)参照)。

<sup>(184)</sup> 曲新久・前掲注(76)131頁。

<sup>(185)</sup> 加茂具樹『現代中国政治と人民代表大会——人大の機能改革と「領導・被領導」関係の変化』(慶應義塾大学出版会、2006年)298-301頁も同旨。

<sup>(186)</sup> 但見亮は「憲法上の最高権力と事実上の最高権力の一体化をもたらすもので、今後国家運営の重点が行政機関から立法機関へと移行する、すなわち『民主』という正当性根拠の重要性が高まっていく、という党指導部の意識が現れたものであ(る)」と分析した上で、「今回の組織変更は、権限の肥大化しつつある人大の常務委員会に対する党の統制確保とその強化を目的とするものであり、要するに、党による随意の介入に合法的な形式を付した、ということにすぎない」と指摘する(『中国の『監督』制度における『民主』と『法治』(2・完)』比較法学39巻2号(2006年)65、66頁)。筆者も同感である。

<sup>(187)</sup> 侯少文「地方三套班子换届的三大新看点」瞭望新聞週刊2003年9期(CNKI)45頁は、「党の人大活動に対する指導をしっかりと堅持しなければならないだけでなく、また人大の国家権力機関としての役割を適切かつ効果的に発揮させなければならない。党組織の主な責任者が法に従い人大常委会の主任に就くことは、新たな指導・執政方式創造の模索である。このようにすれば、党の人

## 終 章

### 総 括

本稿の課題は、厳打という実践的営為の分析を通じて①現代中国において厳打が可能である理由を明らかにすること、その上で②なぜ裁判が「道具」となるのかを究明することの2点であった。これまで、I部およびII部にて、それぞれの課題に対する筆者なりの答えを提示した。それは以下のようなものである。まず課題①については、裁判が道具であるが故に、筆者が「党の指揮の下で、犯罪制圧という目標に向けて、有効利用できるリソースを総動員する政治運動」と定式化した厳打が可能となると考える。次に、課題②については、裁判が権力の道具と考えられていること、そして何よりも現実に、裁判が上位者の指示に従わざるを得ない構造に組み込まれているからである、と考える。以下では、本稿におけるこれまでの作業を振り返りつつ、以上の私見を確認していこう。

まず1章では、本稿の考察に関連する基本概念を整理した。これは2章以降の論述の便を図るためであり、その内容はこれまでの日本の中国法教科書で説明されている事項がほとんどである。

次にI部（2～4章）では、現代中国において厳打が可能である理由を明らかにするために、厳打とは一体どういうものであったのかを、裁判のあり方を中心に実証的に明らかにした上で、その本質を析出した。まず2章では、文革終結以降（1976年）から83年厳打までにおける治安状況、および犯罪対策としてどのような措置が講じられたのかを見た。次に3章では、83年厳打においてどのようなことが行われたのかを実証的に明らかにした上で、厳打とは「党の指揮の下で、犯罪制圧という目標に向けて、有効利用できるリソースを総動員する政治運動」であると定式化した。そしてその本質的特徴は、裁判すら「有効利用できるリソー

---

大に対する指導の主たるものは、もはや人大の外から影響力を及ぼすのではなく、党組織および党員を通じて人大内部から役割を果たす、というものになる。これは党の指導の改善であり、また党の指導の強化であると同時に、人大の役割を十分に発揮させることにもプラスである」とする。

ス」に含められたことであり、この点こそが中国において厳打が可能である要因であると指摘した。

そして4章では、この定式を軸に、83年厳打とその後の厳打の異同を検討した。具体的には、4.1で83年厳打以降、厳打が常態化し、各地で展開された厳打においても83年厳打と同様の手法が採られていたことを見た。4.2および4.3では、裁判のあり方を中心に、96年厳打および01年厳打を検討し、83年厳打との異同を検討した。その結果、これらの厳打がいずれも「党の指揮の下で、犯罪制圧という目標に向けて、有効利用できるリソースを総動員する政治運動」の枠組みに収まるものであり、裁判が「有効利用できるリソース」に含まれていたことが明らかになった。その後の厳打も83年厳打と同じく、裁判が道具であるから可能なのである。最後に4.4では次の3点を指摘した。第1は、2章で考察した文革終結以降83年厳打以前における犯罪対策も、実は「党の指揮の下で、犯罪制圧という目標に向けて、有効利用できるリソースを総動員する政治運動」であり、裁判が「有効利用できるリソース」に含まれていたことである。第2は、裁判が「有効利用できるリソース」とされるのは厳打期に限らず、通常期でもそうであることである。このことは、「裁判が道具となるのは厳打だからではなく、そもそも裁判が道具だからである」ことを意味する。第3は、近代法的思考様式が浸透しつつあることである。

要するに同部の課題に対する私見は、裁判が権力の意のままに操られる道具だから厳打が可能となる、というものである。

それでは、なぜ中国においては裁判が道具となるのであろうか。これに答えることがⅡ部（5～6章）の課題であった。

Ⅱ部ではこの課題に認識と構造の両面から迫った。まず、5章では裁判が道具と認識されていることを明らかにした。すなわち5.1では、裁判所法、刑法および刑事訴訟法における裁判所、刑法および刑事訴訟法の任務規定から、刑事裁判が国家目的の積極的実現という任務を負わされていることを明らかにした。次に5.2では、刑法理論上、党が判断するところの形勢により量刑相場が変化するものとされていることを明らかにした。つまり、党の意向が反映される理論構成になっているのである。

同章最後の5.3では、嚴打の賛否をめぐる論争を検討した。そこでは、学者の間に嚴打という政治運動を正面から批判することはできないという考えがあるため、嚴打には問題点があるものの、基本的にはそれを支持する見解が実務および学界の「多数説」となったことを見た。その論旨は目的＝手段モデルを基調とするものであり、これにより嚴打が正当化されるということは、嚴打期の裁判も目的＝手段モデルにより正当化されるということになる。つまり、どれだけ目的の実現に役立つかが裁判の評価基準となっているのである。しかし他方において、管見に及ぶ限り少数説ではあるが、嚴打の質的転換を図る反省説、および正面から嚴打を批判する否定説があった。これらは近年における学界の西洋近代法への接近を反映し、法的安定性や司法の公正性（独立）を基調とするものである。

このように同章では、法、法理論および（表面的には）学者の認識において、裁判は国家目的を積極的に実現すべき道具であるとされていることを論じた。三権分立において、国家目的を積極的に実現する作用は行政と呼ばれている。この意味で中国の裁判作用は三権分立でいえば、行政にカテゴライズされるものであり、中国の司法と行政の間に質的な相違は認められない。嚴打において、さらには通常期においても、裁判が道具となる背景には、こうした裁判観が横たわっていることを見て取れる。

とはいうものの、認識がただちに現実のものとなるわけではない。裁判が道具と考えられていることと、実際に裁判が道具であることはストレートにはつながらない。そこには、裁判を必然的に道具とするための仕組みが不可欠である。それが6章で明らかにした「裁判＝道具」構造、すなわち「責任を媒介とした権力不分のヒエラルヒー構造」である。

同章ではまず、裁判の担い手たる裁判官が、本来的に党の政策の忠実な遂行者であり、裁判結果の最終的決定権を握る裁判所管理職は、より忠誠心の厚い者であることを明らかにした（6.1）。次に6.2では、裁判において判決が下される前に、それをチェック・調整する法的ないしは事実上の制度が存在することを見た。それは①裁判所内における所長審査制および裁判委員会討議制、②地方ブロックにおける党委審査制、ならびに③縦ラインにおける上級裁判所への照会である。個別具体的事件

の審理を担当した裁判官だけでは判決を下せない仕組みになっているのである。

そして6.3では、裁判官が党の政策の忠実な遂行者であり続け、また党組織や「上司」の意向に従うことを制度的に担保する仕組みを明らかにした。それは裁判官の「責任」を追及する様々な制度からなる。具体的にはまず、憲法上人大ないしは人大常委会の専権事項とされている裁判官の任免が、実際には中国版ノメンクラトゥーラである党管幹部原則の名の下で、党委員会を筆頭とする党組織および政府に掌握されていることを見た（6.3.1）。裁判官が党や政府の意向に逆らえば、その身分を失う可能性があるのである。次に6.3.2では誤判責任制と所長引責辞任制を検討した。前者は2審や再審において原判決が破棄・改判された場合に、当該原判決が「誤判」とされ、当該判決を下した、ないしは指示した裁判官が責任を問われるというものであった。ここで「指示した裁判官」が負う責任とは、所長審査制、裁判委員会討議制または上級裁判所の照会に対する回答に基づき判決を下し、後に「誤判」とされたときには、それを指示した者が責任を負わなければならないことを意味する。つまり、実際に審理を担当する裁判官は、「上司」の指示に従っておけば、責任を追及されないのである。これは裁判所内部における下から上へ指示を求める動機である。他方、後者は管轄内の裁判について所長または副所長の責任を追及する制度である。これは上から下へと指示を強化せざるを得ない動機となろう。このように制度上、責任を媒介として、上からの指示に従順であればリスクを回避できる仕組みになっているのである。

次に6.4では、政府が同級裁判所を指揮する仕組みを明らかにした。それは、政府首長が一般的に同級党委員会の副書記であることから、当地の「準指導者」となり、同級裁判所を指揮する立場にあるというものである。またここでは、裁判所を指揮する立場にある党委員会や政府も、その「上司」として責任を負わなければならない立場にあるということも指摘した。そして、6.5では、「裁判＝道具」構造が、あたかも地方ブロックがひとまとまりの組織のようになり、そしてその積み重なりにより形成されていることを指摘した。

以上のように、裁判官が上位者の指示に従わなければ、責任を問われ、

ひいては経済的に締め付けられ、職を追われることになる仕組みになっているのである。そしてこの「上位者」とは、所属裁判所における所長、副所長、院長、副院長および裁判委員会であり、また縦ラインにおいては上級裁判所であり、地方ブロックにおいては同級の政府、党委員会・同政法委員会である。これが地方ブロックの積み重なりにより形成された、責任を媒介とした権力不分のヒエラルヒー構造である。裁判官が当該構造に組み込まれているから、裁判が道具となるのである。

それでは、裁判を道具とする認識と構造の関係をどのように考えればよいのだろうか。具体的には認識が構造を生んだのか、構造が認識を育んだのか、という問題になろう。しかし、これは「卵が先か、鶏が先か」の問いかけであり、また実際に裁判が道具とならざるを得ない構造となっている以上、現代中国においてなぜ裁判が道具となるのかという問いを考える上で、いずれが先かは重要な問題ではない。けだし「裁判＝道具」構造が存在する以上、裁判は道具とならざるを得ないからである。そして、こうした考えの下では、「裁判＝道具」の認識が「裁判＝道具」構造を支える土台となっていると位置づけることができよう。なぜなら、裁判が国家目的の積極的実現を担う作用であるならば、その目的を統一的・効果的に実現するためには、上下の命令系統を明らかにし、責任の帰属を明確にする必要があるからである<sup>(1)</sup>。「裁判＝道具」構造はその合目的な形態のひとつと考えられる。

### なぜ裁判は道具でなければならないのか？

以上が本稿の課題に対する筆者なりの回答である。しかし、疑問というものは次から次へと浮かんでくるものである。とりわけ「なぜそうになっているのか」という問題意識を持っていれば、疑問が尽きることはないだろう。実際、「総括」を書き終えた後に、そもそもなぜ裁判が国家目的の積極的実現の任を担わなければならないのか、という疑問が筆者の

---

<sup>(1)</sup> 田中二郎は、「行政の組織及び権限等について認められる特色（上下の命令系統を明らかにし、責任の帰属を明確にする。）も、行政がある目的を追求する作用であり、それを統一的・効果的に達成する必要があることに基づく」（カッコ内は原文）と指摘する（『要説行政法（新版）』（弘文堂、1972年）6頁）。

脳裏に浮かんできた。これについてはいまだ定見とはいえないが、現段階においては次のように考えている。それは、裁判が党の支配の道具であるが故に、大衆の裁判に対する評価は党による支配の正当性問題<sup>(2)</sup>と直接的にリンクしている、それ故に、党は支配の正当性を証明するためにも社会秩序を維持しつつ、大衆の正義感情を満足させ続けなければならない、そしてそのためには裁判というチャンネルが必要かつ有効である、その結果、裁判は党にとっての支配の道具になる、という一連の循環が存在していることである。以下、この内容を敷衍することをもって、本稿における考察の幕を下ろしたい。

まず、党の支配の正当性の実情については、寺田浩明の次の指摘が大いに参考になる。すなわち、「中国の共産党の政権の基礎はどこにあるかというときに、よく革命の実績にあると言われます。選挙を受けたわけではなくて、革命の実績しかないのだと言われます。しかし実はもっと厳しくて、むしろ中国共産党の政権の正当性は、今現に民意の支持を受けているというその事実にはありません。それを裏側から言うと、まだ革命が起こっていないことだけが現政権の正当性の根拠になるようなところですよ」<sup>(3)</sup>と。

実際に政策決定者は自らの支配の正当性を楽観視できる状況にはなく、社会秩序の混乱がその危機をもたらすと認識しているようである。このことは、1979年の全国都市治安会議において彭真が示した、治安回復を図らなければ「党および政府の職務怠慢」<sup>(4)</sup>とされるという認識、および83年厳打に際して鄧小平が示した「刑事事件、悪質事件が大幅に増えており、こうした状況では人心を得られないということだ」<sup>(5)</sup>とい

---

(2) 「支配の正当性」論 (Legitimität der Herrschaft) については、マックス・ウェーバー (世良晃志郎訳) 『支配の社会学 I』 (創文社、1960年) を参考にした。

(3) 寺田浩明「《人治》と《法治》——伝統中国を素材にして」京都大学法学研究科21世紀COEプログラム オケーショナル・ペーパー第3号 (2005年) 16頁。

(4) 彭真「關於整頓城市社会治安的幾点意見」『彭真2』199頁。

(5) 劉復之「“厳打”就是專政——記小平同志对“厳打”的戰略決策」『檢察年鑑 (1992)』2頁。

う認識から読み取れよう。

とはいうものの、刑事司法に社会秩序の維持を期待するのは古今東西普遍的なことといえよう。ここで特徴的なことは、中国では、党の支配の正当性が「今現に民意の支持を受けているというその事実」にしかない上に、治安問題がその正当性問題に直接リンクしているために、社会秩序の維持といった際に、大衆の正義感情を満足させることに細心の注意が払われていることである<sup>(6)</sup>。例えば、83年厳打に際して出された「厳打決定」は、「『悪人が威張り、善人がいじめられ、防犯協力者は息が詰まり、末端幹部は意気地がない』異常な状況に陥っている。もし我々がこのような状況を迅速に制止せず、その蔓延・発展を放任しておけば、必ず人民の生命・財産の安全に由々しき危害を及ぼし、社会の安定を破壊し、社会主義の物質文明と精神文明の建設を妨害し、広範な勤労大衆の不安と不満を引き起こすことになる」<sup>(7)</sup>と指摘する。ここでは、社会秩序の混乱により生じた、「悪人が威張り、善人がいじめられ、防犯協力者は息が詰まり、末端幹部は意気地がない」というまさに不正義の縮図ともいえる「異常な状況」が大衆の不満をもたらしている、という政策決定者の危機感が透けて見える。

また先述(4.3.1参照)したように、李川の議論によれば、厳打は大事件の発生により動揺をきたした党の支配の正当性を調達するために発動される<sup>(8)</sup>。これは実際にも吻合する鋭い指摘である。しかも、実務サイドの見解を代表すると目される蕭揚主編『中国刑事政策和策略問題』<sup>(9)</sup>

<sup>(6)</sup> 王雲海は中国で死刑が多用される要因として、「選挙を行わないのに、なぜ共産党が『一党指導』原則に従って国家権力を掌握することができるのか、という共産党政権の正当性と正統性の問題が浮かんでくる。……中国の国家権力は、『民主主義的選挙』という圧力の前で、かつてないほど民衆の意思を取り込もうとしており、『民主的選挙はやっていない』という弱みを補うために、逆に民主主義以上に民衆の意思に敏感となり、最大限にそれを尊重しようとしているのである」と指摘する(王雲海『死刑の比較研究——中国、米国、日本——』(成文堂、2005年)185頁)。

<sup>(7)</sup> 中共中央文献研究室編『十二大以来——重要文献選編(上)』(人民出版社、1986年)387頁。

<sup>(8)</sup> 李川「当前厳打研究中的四個誤区」中国刑事法雑誌2003年2期3頁。

<sup>(9)</sup> 蕭揚主編『中国刑事政策和策略問題』(法律出版社、1996年)174頁。

では、厳打の「積極的作用および深遠な影響」の筆頭として、「人民のために害を取り除き、億万の人民大衆の支持を獲得したこと」が挙げられている。これは李川の議論を裏書するものといえよう。

そして、裁判を通じて大衆の正義感情を満足させるという現象は、厳打期のみに限らず、通常期にも見られる。例えば、大衆の正義感情を満足させる（民憤を鎮める）ために政法委員会が裁判に介入し、裁判官に死刑判決を下させたとされる次のケースである。すなわち、「最近筆者は、北方の某市の政法委員会が原告側（当地の当事者）の圧力に耐えきれず、裁判所長経由で、主審裁判官に対して、傷害致死罪であるが情状を斟酌してなお死刑に処すには至らない被告（余所者である当事者）に死刑判決を下すように指示した事件を耳にした（本件の主審裁判官によると、1審で被告に有期懲役の判決が下された後、原告側が何度も集団で陳情し、さらには裁判所を取り囲んだ。まさに『民憤』の圧力の下で政法委員会は本件に干渉したのであった——脚注）」<sup>(10)</sup>（カッコ内は原文。また「原告」、「被告」の表現は原文のママ。なお、「原告」は被害者の親族等の関係者と考えられる）。

これは大衆の正義感情が「憎むべき犯罪者」を厳しく処罰するよう求めた場合の事例であるが、反対に、大衆の正義感情が「哀れむべき犯罪者」に対する処罰を軽くする方向で働いた事例もある<sup>(11)</sup>。

〔主な参考条文〕

旧刑法67条1項

拘役または3年以下の有期懲役に処せられた犯罪者について、犯罪者の犯罪情状および改悛の状に基づき、執行猶予を適用しても再び社会に危害を及ぼさないことが確かであるときは、執行猶予を宣告することができる。

同法132条

故意に人を殺害した者は、死刑、無期懲役または10年以上の有期懲役に処する。情状がわりあい軽微な者は、3年以上10年以下の有期懲役に

<sup>(10)</sup> 張衛平等『司法改革：分析与展開』（法律出版社、2003年）523頁（韓波執筆）。

<sup>(11)</sup> 「李洪泰等故意殺人案」中国高級法官培訓中心・中国人民大学法学院編『中国審判案例要覽（1995年綜合本）』（中国人民大学出版社、1996年）102頁以下。

処する。

〔事実の概要〕

被告人X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>は兄弟であり、X<sub>4</sub>、YはX<sub>1</sub>の子である。8年前、Yは両親に妹を養子に出し、自分の妻とするよう提案したが、拒絶されたため、両親を憎み、X<sub>1</sub>夫婦を山に追い出し、虐待するようになった。1994年1月2日、Yは両親を訪れ、X<sub>1</sub>の妻を虐待した。X<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>、治防委の者が諫めにきたが、逆に罵倒した。Yが寝た後、X<sub>1</sub>はX<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>、X<sub>4</sub>にY殺害を持ちかけ、自分が責任を取るといい、3名の同意を得、Yを殺害した。

〔1審〕（山東省泰安市郊区裁判決1994年4月29日）

4被告人の所為に殺人罪を認定し、それぞれX<sub>1</sub>に懲役4年、X<sub>2</sub>に懲役1年、執行猶予2年、X<sub>3</sub>に長期6ヶ月、執行猶予1年、X<sub>4</sub>に懲役2年、執行猶予3年を言い渡した。

1審は判決理由を次のように判示した。すなわち、4被告人の行為は殺人罪を構成するが、事件後、被告人居住の村の大衆が連名で嘆願書を提出し、4被告人を寛大に処理するよう求めた。YがX<sub>1</sub>夫婦を虐待してきたことを勘案すると、X<sub>2</sub>等親族が義憤に駆られてYを殺害したことの情状はわりあい軽いとみなすべきである。犯行においてX<sub>1</sub>は主犯であり、X<sub>2</sub>等3名は補助的役割を果たしたことから、従犯である。4被告人の犯罪の特定の情状、および民意を考慮し、法に従い処罰を減輕し、または軽きに従うことができる。

なお、1審判決後、4被告人は上訴しなかった。

〔解説〕

どのような目的、理由があろうとも、人を殺してはならない、これが法の立場である。しかし、本件被告人等の所為は「義により親族を滅する」[大義滅親]である。1審が「行為者が『義憤に基づき』という特殊な情状に基づき、本件被害者の生前の非行が義憤を引き起こしたという具体的状況、および当地の大衆がしきりに司法機関に対して被告人の処罰を軽くするように求めたという民意を総合的に考慮し、(上記のように被告人を処断したことは)妥当である。この量刑は罪刑均衡の法原則を具現化しただけではなく、また大衆の意見も考慮しており、情と法の双方を考慮したものといえよう」。

〔コメント〕

〔解説〕が指摘するように、本判決は大衆の正義感情を反映し、「哀れむべき犯罪者」を軽く処罰したものといえよう。本件からは次の2点を確認することができる。ひとつは、民意、民情、大衆の正義感情というものが処罰を軽くする方向でも働くことである<sup>(12)</sup>。もうひとつは、

---

(12) 胡雲騰が「中国においては、国は刑事司法に対して、人民大衆および庶民を満足させなければならないことをはっきりと要求している。そのため、我々の司法機関は常に人民が満足する裁判所、人民が満足する検察院、人民が満足する派出所となるための活動などを行っている。刑事司法が人民の満足を得るようにすることは何ら間違っていないが、司法機関が人民の意見を重視するときには、往々にして大衆の情緒の影響を受けやすい」と指摘した上で紹介する次の2例も、「民意」により裁判結果が変わったとされる。すなわち、「この2つの例はともに中国の山東省で起きたものであり、各犯罪者の犯行はともに殺人であり、犯罪者と被害者は親族であった。ひとつ目の事案は、犯罪者が喧嘩の過程で相手方を殺害したというものである。死刑を制限するとの刑事政策および当該事件の具体的情状に基づき、当該犯人の犯行はなお情状が極めて由々しい程度に達しておらず、法に従い死刑を言い渡さなくともよく、同省高級裁判所も当初は被告人に即時執行死刑を言い渡すことに決して賛成していなかった。しかし、被害者の親族および居住していた村の庶民が不満に思い、断固として被告人を死刑に処すよう求め、しかも、はっきりなしに裁判所の前で集合して騒ぎを起こしたため、最終的に、同裁判所はやはり被告人を死刑に処した。これは被害者サイドの態度が死刑に影響を及ぼした典型例である。もうひとつの事案は、被告人が家庭内の紛争において、自己の妻および義母を殺害したというものである。中国刑法の規定によると、このような2人を殺害する犯罪は、犯行が極めて由々しいものに属し、死刑に処しても何ら誤りはない。しかし、被告人の義父、すなわち両被害者の父・夫が、裁判所に被告人を死刑にしないように断固として要求した。彼の理由は、被告人の10歳の子供はすでに母親を失っており、さらに父親を失うことはできない、というものであった。結果、山東省高級人民裁判所は被告人の義父の意見に同意し、被告人を即時執行死刑に処さず、執行延期2年付死刑に処した。中国の司法実務においては、死刑に処してもよく、また死刑に処さなくともよい事件について、被害者側の態度が死刑に影響を及ぼす事件は決して個別的な現象ではない」と（胡雲騰「關於死刑在中国司法實踐中的裁量」中国政法大学刑事法律研究中心・英国大使館文化教育処主編『中英量刑問題比較研究』（中国政法大学出版社、2001年）128～129頁）。

大衆が裁判所（解説は「司法機関」としているため、裁判所だけではないかもしれない）に働きかけ、裁判所がそれを民意として受け取り判決に反映させ、そしてそうした判決を「情と法の双方を考慮したもの」と評価する図式が存在していることである<sup>(13)</sup>。

このように、裁判は大衆の正義感情を満足させるためのチャンネルとして位置づけられているのである<sup>(14)</sup>。その際に看過してはならないことは、地方ブロックが大衆の正義感情の受け皿となっていることである。政法委員会が「民憤」を受け入れ、それを鎮めるために裁判官に指示を下した上のケースはその証左である。

また、いわゆる「集団陳情」[集団上訪]<sup>(15)</sup>と呼ばれる現象も、同様に解釈することができる。これは、大衆が何らかの不満を抱き、集団で党・国家機関に陳情するというものであり、その矛先が判決に向けられることも少なくないという。すなわち、「司法実務において、特に刑事司法実務において、数十、数百、ひどいときには数千の農民が公安、検

<sup>(13)</sup> 「[法律効果]と[社会効果]の統一」ともいわれる。前者は、法規定に合致していれば、良好であるとされる。後者を測る基準は様々であるが、その内のひとつは、「社会的評価。すなわち、社会大衆の事件処理活動および事件処理結果に対する支持度である」とされる（姜偉・錢舫・徐鶴喃『公訴制度教程』（法律出版社、2002年）125～126頁）。このほか、「判決が民意を反映しているか否かは、事件処理の社会効果の最も直接的な表れである」とする指摘もある（熊洪文「“民憤”対刑事審判的影響」人民檢察2004年4期60頁）。なお、裁判においては「情」も考慮しなければならないとする発想は伝統法にも見られる（滋賀秀三『清代中国の法と裁判』（創文社、1984年）263頁以下）。

<sup>(14)</sup> 高見澤磨の次の指摘も同旨と考えられる。すなわち、「“民憤”は必ずしも復讐感情に由来するものではない。大衆の正義感情というべきものへの考慮が法令中に、またはその運用に組み込まれていることは……刑事的事件の処理にあたっては、被害者及びその周囲の人々と被告人（加害者）及びその周囲の人々のみならず、当地の大衆の納得を得ながら処理を進める必要があることを示している」と（『現代中国の紛争と法』（東京大学出版会、1998年）201頁）。

<sup>(15)</sup> 裁判所に対する[上訪]は「嘆願」と訳した方が適切かもしれないが、[上訪]の対象は党・国家機関にも向けられるため、本稿ではさしあたり「陳情」と訳しておく。

察院、裁判所および省、市の党委員会や政府を取り囲む事件がよく起きている<sup>(16)</sup>と。そして、集団陳情は「各級党委員会が最も重視し、かつ最も恐れる」<sup>(17)</sup>問題といわれている。それは端的に集団陳情が大衆の不満の表れと見られ、当地の社会秩序の維持を担う指導者としては、自己の責任問題にも発展し得る問題だからであろう。そして、判決に対する不満について「党委員会や政府を取り囲む」のは、これらが「裁判＝道具」構造下の一地方ブロックにおける裁判所の上位者だからである。

大衆側も、このことを分かっているから、「党委員会や政府を取り囲む」のである。その際、被害者は「不満の表れ」を大きく見せるために、様々な手法を駆使して頭数を揃える。例えば、一個人である場合は20人で人を雇い、村幹部である場合は、その権力を活用し、取り囲み [围攻] に参加した者の村での無報酬作業の時間を短縮するなどの便宜を図るといふ調査結果もある<sup>(18)</sup>。大衆にとっては、多数を集めて意見を表明すること、すなわち「民憤」を演出することは、いわば自らの要望をかなえるための「定石」なのである。

そして、中国の政策決定者にとっては幸いなことに、嚴打を筆頭とする「裁判＝道具」構造における裁判の道具的運用は、ある程度、大衆の正義感情を満たし、その支持を獲得してきたようである。以下の指摘はこのことを示していよう。すなわち、「嚴打はわが国社会において民意の基盤があり、しかも嚴打においては人民大衆を広く参加させるよう動員することが強調される。……社会治安は人民大衆が注目することであり、嚴打はかなりの程度において人民大衆に安心感を持たせることができる。したがって、嚴打は広範な社会的支持を獲得した」<sup>(19)</sup>、「犯罪率が上昇し、社会治安の形勢が悪化するたびに、大衆の重罰を求める呼び声を耳にする」<sup>(20)</sup>、「社会各界は犯罪率の急激な上昇を立法および司法

<sup>(16)</sup> 劉忠「民憤：躁狂与断裂——一種刑事法治立場叙事」陳興良主編『刑事法評論（第13卷）』（中国政法大学出版社、2003年）317頁。

<sup>(17)</sup> 同上。

<sup>(18)</sup> 同上。

<sup>(19)</sup> 陳興良「嚴打利弊之議」『刑事政策検討』4頁。

<sup>(20)</sup> 邱興隆「死刑的効益之維」法学家2003年2期56頁。

部門の犯罪に対する『打撃力不足』にあると考え、各界からの圧力はまた、刑事立法および司法部門にますます増加する犯罪を刑罰により抑止することに精力を大いに注ぐよう迫る現象が生じている」<sup>(21)</sup>と。

また01年厳打に際して、大衆の反応を「一部の地方における調査状況から見て、人民大衆は今回の『厳打』 整治闘争に非常に期待を寄せており、一部の大衆はひいては今回の『厳打』が1983年『厳打』と同じように、党委員会が直接指導し、刑事訴訟法の手続的な制約を變通・改正し、重大刑事犯を迅速に壊滅するように望んでいる」<sup>(22)</sup>と分析する論者もいる。

実際、厳打の賛否に関するアンケート調査を見ると、大衆は厳打を支持しているようである。具体例を4点示そう。

表7-1 警察・検察・裁判所の「打撃力」に対する評価

	寛大すぎる		厳しすぎる		妥 当		変化不定		未 回 答	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
都市	5044	33.90	244	1.60	3195	21.50	6234	42.00	143	1.00
農村	2213	35.98	160	2.60	1547	25.15	2204	35.83	27	0.44
全体	7257	34.54	404	1.92	4742	22.57	8438	40.16	170	0.81

出典：「中国農村公衆安全感調査分析報告」李忠信主編『公安社会科学研究報告選』（中国人民公安大学、2000年）243頁を元に作成。

表7-1は次の2つの調査結果をまとめたものである。まず、「都市」の行は、1991年5～6月に警察部公共安全研究所が行った第2回全国都市公衆安心感サンプル調査の結果である。これについての対象地域・対象者・有効回答数などについては不明である。他方、「農村」の行は、1990年末から1991年にかけて、広東、広西、安徽、河南、山東、吉林、江蘇、陝西省の80郷鎮の農民8000名を対象に行われたアンケート調査の結果である（有効回答数は6151件、76.89%）。先述（4.1参照）のように、1990年には全国的な厳打が行われており、当該厳打における「打撃力」に対

(21) 魏平雄・欧陽濤・王順安主編『市場經濟条件下犯罪与对策』（群衆出版社、1995年）144頁。

(22) 劉炎・劉才光「論「從重」与刑事実体公正的關係」高銘暄・馬克昌主編『刑法学文集（2001）』355～356頁。

する大衆の評価も、両調査結果に影響しているものと考えられる。

これらの調査結果によると、約23%の大衆が警察・検察・裁判所の「打撃」に満足していることがうかがえる。また、現在の「打撃」が寛大すぎるとする者が約35%を占めている。これはより強力な「打撃」を求めているという点で、厳打を肯定する立場にあるといえよう。とりわけ農村ではその傾向が強い。それに対して、犯罪への打撃が「厳しすぎる」と感じている大衆は、2%にも満たない。また、「変化不定」とは、厳打期と通常期において「打撃」に温度差があり、安定していないという意見を指すものと考えられる。これが消極的な意見であるのか、または大衆の困惑を示しているのかは定かではない。全体としては、大衆は厳打支持ないしはさらに力強い厳打を求めているといえよう。

次に、表7-2は、1999年に広東省広州市で行われたアンケート調査の結果である。本調査は「法律執行機関が犯罪への打撃力を強化すること」について行われたものである（対象者数や有効回答数などについては不明）。ここで「法律執行機関」が捜査機関のみを指すのか、さらには裁判所までも含むのかは分からないが、97.3%の大衆が「打撃力」の強化を求めていることが読み取れる。

表7-2 「打撃力強化」について(単位：%)

強く要求	要 求	どちらでもよい
84.4	12.9	2.7

出典：梁国聚「広東公安機関実行“重典治乱”の啓示」  
公安研究2001年10期20頁を元に作成。

表7-3は、北京市警察局西城分局が、2001年3月末に同分局管内において180名を対象に行った調査の結果である（うち未回収1）。調査内容は「01年厳打は必要であるか」である。本表から明らかのように、99%近い大衆が01年厳打を必要であると考えている。

最後に、表7-4は大学生150名を対象に行ったアンケート調査である。時期や場所については不明である。本表から明らかのように、90%の大学生が厳打を支持しており、厳打に反対する者はわずか4%にすぎない。

以上のように、4点のアンケート調査結果から、大衆が厳打に肯定的・

表7-3 01年厳打は必要であったか？

とても必要		必 要		どちらでもよい	
人	%	人	%	人	%
166	92.8	11	6.1	2	1.1

出典：北京市公安局西城分局「關於人民大衆對嚴打期望值的調查與思考」公安研究2001年9期24頁を元に作成。

\*本表には「不要」の項目はないが、これは原文のママである。調査時にこうした選択肢があったのかについては不明である。

表7-4 大学生の厳打に対する態度（単位：％）

完全に賛成	基本的に賛成	反 対	興味なし
75	15	4	6

出典：『黒社会（性質）組織犯罪対策研究』張智輝・謝鵬程『中国檢察（第1巻）——2001年最高人民檢察院重點課題匯編』（中国檢察出版社、2003年）163頁。

積極的であることが明らかであるといえよう<sup>(23)</sup>。そしてこのことは、大衆の脳裏においても、治安が悪くなれば党は厳打を行い、裁判所はより重い刑罰を科さなければならない、という認識が根付いていることを示している。しかも、大衆の多くは「犯罪は人でなしの行為であり、極めて醜悪で不名誉なことである、犯罪者は社会の獅子身中の虫であり、みんなで成敗すべきである」<sup>(24)</sup>と考えているという。そうである以上、治安が悪化したときに厳打を発動することは、党の支配の正当性調達の見地からいえば、大衆の正義感情に吻合した極めて適切な対応となろう。逆に社会秩序が混乱しているのにもかかわらず、政策決定者が手をこまねいていれば、それは大衆の正義感情に悖り、もってその支配の正当性の危機をもたらすことになる。そうであるが故に、「学者は軽々しく『厳打』の様々な弊害を論証してもよいが、政策決定者は『厳打』を放棄できないし、またその勇気もない。『厳打を行わない』という試みが失敗

<sup>(23)</sup> こうしたアンケート調査に際して、一般大衆も何らかの政治的プレッシャーを感じているのか、筆者には知る由もない。少なくとも学者も大衆が厳打を支持していると認識していることから、これらの調査結果は大衆の内心とかけ離れたものではないと考える。

<sup>(24)</sup> 曲新久『刑事政策的権力分析』（中国政法大学出版社、2002年）119頁。

すれば、その結果は想像しがたい<sup>(25)</sup>といわれるのである。

要するに、裁判が道具でなければならぬ理由は、党が裁判を通じて大衆の正義感情を満足させ、もってその支配の正当性を調達しなければならないと認識しているからである。そしてその背景には、寺田が指摘したように、何の根拠もない党の支配の正当性が日々問われているという実情があるものと考えられる。

そして以上のことを抽象化すれば、次のような循環メカニズムを描くことができよう。すなわち、①（「裁判＝道具」構造において）裁判は党の道具である→②裁判に対する大衆の不満はその支配の正当性問題に直接的にリンクする→③正当性を調達・確保するために大衆を満足させる裁判を行わなければならない→④党が裁判をコントロールできる仕組み、すなわち「裁判＝道具」構造が必要となる（①に戻る）、という具合である。こうした支配の正当性をめぐる循環メカニズムに裁判が巻き込まれているが故に、裁判は権力の道具であり続けてきたものと考えられる。

### 残された課題

以上のように本稿は「なぜ厳打が可能なのか」という疑問を出発点とする旅路を踏破してきたわけであるが、さしあたり次の2点が、本研究にとって大きな問題として残されているのではないかと考えている。以下では、それらの問題状況を概観し、しかる後に本稿の長い旅路を、一旦締めくくりにすることにする。

ひとつは、現在進みつつある司法改革の「裁判＝道具」構造に対する

---

<sup>(25)</sup> 王平「刑罰軽重の根拠——兼論“厳打”」政法論壇2002年2期99頁。また、徳岡仁も「このような大々的な取り締まりをおこなってもなお多くの犯罪者は、当局も認めるように網の目をかいくぐっているのが現状である。このことは、常識的に考えれば、取り締まり当局の能力を遙かに凌ぐ量や質の犯罪が相当蔓延しているのである。かかる意味で『闘争』と銘打って行くこれらの集中取り締まりキャンペーンはもはや限界にきているといえよう。（改行）だとすれば、これらの『活動』は『大衆の強烈な希望』を一時的に叶える程度のものだといえは言いすぎであろうか」と指摘する（『現代中国とその社会—治安問題と改革開放路線の20年—』（晃洋書房、2005年）167頁）。

影響である<sup>(26)</sup>。中国では「80年代後半に始まる『民事裁判方式の改革』を契機として、とりわけ90年代中期以降、『司法改革』が声高に叫ばれるようになってきた」<sup>(27)</sup>。そして、この司法改革の目標は、党15回大会（1997年）において江沢民（総書記）が、「司法改革を推進し、司法機関が法に従い独立・公正に裁判権および検察権を行使することを制度的に保証（する）」<sup>(28)</sup>と報告したように、裁判についていえば、法に従った独立・公正な裁判の確立ということになる。そして、1999年10月20日に最高裁が出した今後5年間の司法改革の綱領である「人民裁判所5ヶ年改革要綱」（以下、「第1次改革要綱」と略す。2005年10月26日には「人民裁判所第2次5ヶ年改革要綱」が出された。以下、「第2次改革要綱」と略す）でも、「人民裁判所の改革の総体的目標」のひとつとして、「独立性、公正性、公開性、高効率性、清廉性をさらに高め、良好な裁判業務メカニズムを運営すること」が挙げられている（現在、裁判所サイドは「公正と効率」のスローガンを掲げている）。

法に従った独立・公正な裁判というと、本稿冒頭で定義した法的判定型裁判が想起されよう。すなわち、「判定」を目的とし、①紛争を対象とし、②中立公平な第三者（独立の主体）が判断を下し、③対立する当事者がルールに基づいて攻防をつくすプロセスが保障され、④法に従うという裁判である。裁判官の独立という点に着目すれば、かかる裁判が「裁判＝道具」構造とは対極の位置にあることは明らかであろう。

それでは、こうした司法改革は「裁判＝道具」構造に根本的な転換を迫るものなのであろうか。法に従った独立・公正な裁判の確立を目指す司法改革は、「裁判＝道具」構造とは正反対のベクトルであるように見える。

しかし私見では、現段階においては、この司法改革により「裁判＝道

<sup>(26)</sup> 司法改革は現在進行中であるため、これは「本研究の延長として将来的にやるべき課題」である。

<sup>(27)</sup> 宇田川幸則「中国における司法制度改革——裁判官制度改革と『裁判官の独立』を中心に——」社会体制と法2号（2001年）39頁。

<sup>(28)</sup> 江沢民「高挙鄧小平理論偉大旗幟、把建設有中国特色社会主义事業全面推向二十一世紀」（9月12日）中共中央文献研究室編『十五大以来重要文献選編』（人民出版社、2000年）33頁。

具」構造に根本的な転換が生じるとするのは、楽観的な見方ではないかと考えている。それは端的に、これまでに打ち出されてきた司法改革の措置が、「裁判＝道具」構造の枠内にとどまっているからである。

例えば、裁判官の人事制度について、党管幹部原則の名の下で同級党委員会（および政府）が裁判官の人事権を実質的に掌握し、上級裁判所党グループは協力的立場にすぎなかった制度を、上級裁判所党グループが下級裁判所の裁判官の人事を主導し、同級党委員会がそれに協力する制度に改めようとする改革措置が、試験的に行われている。つまり、党管幹部原則の枠内において、裁判官人事の主導者を同級党委員会から上級裁判所党グループに改めるといふものである。

これは1988年11月に中共中央組織部と最高裁が黒竜江省、浙江省、福建省および内モンゴル自治区を対象地域とし、試験的に行った改革措置であり、その目的は「人事と財政経費を地方から相対的に分離させ、もって裁判官が国の法律を公正に執行し、地方勢力の影響を受けないよう」にするためであるといわれている。実際、黒竜江省では「下属の2級裁判所（中裁と基層裁を指すと考えられる）の所長・副所長については、地方管理を主とするから、上級裁判所の管理を主とするに改めた。延長、判事については所属裁判所の管理を主とする」という<sup>(29)</sup>。

しかし、本措置により、同級の党委員会や政府の意向に適わなければ、職を失うという状況から脱却できたとしても、今度は、上級裁判所の意向に適わなければ、職を失うという状況になる可能性がある。たとえ、本措置が司法の独立に向けての一步前進であったとしても（確かに地方ブロックの桎梏から脱却という点では前進であろう）、現段階においては、本質的には責任を媒介とした権力不分のヒエラルヒー構造のままであると考えられる。しかも、第1次改革要綱ではなお「試験的实施により得た成果を肯定し、試験的实施中に生じた問題を真摯に検討し、解決策を提起する」という模索段階にあり、本措置の推進は難航を極めている状態である。

このほか、時を同じくして党内でも変化の動きがあった。先述（6.3.1

---

<sup>(29)</sup> 以上については、陳有西「近年来我国法院改革運作狀態」中外法学1994年4期72～73頁を参照した。

参照)の中共最高裁党グループの辦法では、所長・副所長の任免について、同級地方党委員会に1級上の裁判所党グループと「十分協議する」[充分協商]ことが求められていた。これに対し、中共中央「政法幹部隊列の建設をさらに強化することに関する決定」(1999年4月15日)では、「地方党委員会が政法部門の指導的幹部の任免を決定する際には、1級上の政法部門党グループ(党委員会)の同意を得なければならない」(カッコ内は原文)とされた。これは「党委員会は独自の判断で人事を決定することができなくなった」(田中信行「中国の司法改革に立ちはだかる厚い壁」中国研究月報61巻4号(2007年)37頁)と読める。ところが、中共中央「党・政府指導的幹部選抜任用業務条例」(2002年7月9日)は、これを骨抜きにするような規定を設けた。すなわち、両者の意見が一致しない(ここでは1級上の裁判所党グループの同意を得られない)場合は、最高裁所長を除き(4条1項)、「正職の任免は上級党委員会組織部門に報告し、これが調整し、副職の任免は主管サイド(地方党委員会を指すものと考えられる)が決定する」(31条)とした。結局、1級上の裁判所党グループの同意は必須の要件ではないのである。旧条例である中共中央「党・政府指導的幹部選抜任用業務暫定条例」(1995年2月9日)26条が本条例31条とほぼ同じ規定であることから、旧態に復したということになるだろう。

なお、第2次改革要綱では、「一定地域内で裁判官を統一的に採用し、基層人民裁判所に統一的に配分して任官させる制度を模索する」とされており、改革の次のステップの青写真が示された。この改革案が実現されれば、少なくとも基層裁の裁判官は県クラスの「裁判＝道具」構造から脱却することができよう。ただし、誰が統一的に採用・配分するかによっては、より上級の「裁判＝道具」構造に組み込まれたにすぎない、となり得ることはいうまでもない。

ところで、先ほどの江沢民報告には、実はすぐ後に続く文があり、それは、「えん罪事件、誤判事件の責任追及制度を打ち立てる」というものであった。第1次改革要綱にも「制度建設を強化し、監督メカニズムを健全化し、司法の公正と清廉を保障する」という項目がある。つまり、司法の公正を保障する制度は、責任追及制度や監督メカニズムであると考えられている。

先述（6.3.2参照）の誤判責任制および違法裁判責任追及制、ならびに所長引責辞任制は、まさにこれに該当する。しかして、先述のようにこれらの制度は、「上司」への照会、「部下」への監督を強化する方向で作用しているのである。現段階における司法改革の措置は、不正を防止するための監督強化といった様相を呈している。この点、第2次改革要綱は、「裁判官が法に従い独立して裁判する責任制度を樹立し、合議体および単独裁判官の裁判職責を強化する。……段階的に合議体・単独裁判官責任制を実施する」とし、独立して裁判をする主体を裁判官と明示した点で注目される。しかし同時に、ここでもやはり裁判官の責任追及により公正を担保しようとする点で、従来と軌を一にしていることを看過してはならない。

以上のことから、昨今の司法改革の状況からいえば、「裁判＝道具」構造はなお安泰であると考えられる。ただし、司法改革をめぐる議論においては、司法の独立・公正というテーゼに触発されてか、今日に至っては、人事・財政制度の改革をセットにした裁判官の独立を求める主張が展開されるようになってきている<sup>(30)</sup>。こうした動きが「裁判＝道具」構造に大打撃を与え、ひいてはその崩壊をもたらす可能性があることはいうまでもなからう。また、王懷安（最高裁諮詢委員会名誉主任・元同副所長）は、「司法改革を進めるに当たっては、まず地方ブロックの指導を縦ラインの指導、すなわち垂直指導に改めるべきである。建国初期、国家事務の管理の経験が浅く、人々は党の指導とは、各級地方党委員会が指導しなければならないものと勘違いしてしまった」<sup>(31)</sup>と指摘し、地

<sup>(30)</sup> 例えば、王徳志「以法官保障独立為核心推進司法改革」法商研究1999年1期112頁以下、陳衛東・韓紅興「以法官独立為核心推動我国法官制度的現代化」人民司法2002年2期33頁以下、孫霞「誰是法官的上司？院長還是法律？——論法官獨立審判的實現」法學評論2002年4期157頁。

<sup>(31)</sup> 王懷安「法院體制改革初探」人民司法1999年6期（CNKI）30～31頁。なお、著者は、「地方ブロックの指導を縦ラインの指導はともに党の指導であり、あるクラスが1級上に従うことであり、最終的には党中央に従うことになる。これは党の指導を弱めることなく、党の裁判機関に対する指導を真に強化することである」（同31頁）としており、その議論は「党の指導」の枠組みまでも突破するものではない。

方各級裁判所を地方ブロックの桎梏から脱却させようとする。もちろん、これらは現段階においては議論にすぎないが、議論の内容自体からは「裁判＝道具」構造を打破する方向性も看取できる。

もうひとつは、本稿で論じてきた裁判のあり方のルーツである。序論の「先行研究の検討」において、裁判が行政的であることは伝統法の連続である、とする小口彦太の主張に対して投げかけた、伝統→西洋近代化→社会主義法の継受という歴史を辿ってきた現代中国において、「なぜ裁判のあり方に関する伝統中国法の遺伝子（裁判＝行政的）が今日においても残存しているのか、同書ではこの点が明らかにされていない」という疑問である。

中国法制史の研究成果が示すように、清代の裁判は、「事実問題についても法律問題についても、相争う当事者の主張に対して下される判定という性格をもたなかった。むしろそれは、紛争なり犯罪なり、およそ人の世の調和の乱れを意味する事件に対して、統治者として適切な処置をとるための手続であった」（傍点は原文）。それは「直接にせよ間接にせよ窮極的にはすべて皇帝から権限を賦与せられ、皇帝によって自由に任免されるところの官僚」によって行われる「王朝が天下を治める行為——天下の管理——すなわち行政の一環でしかなかった」<sup>(32)</sup>。

また、裁判における法的決定のあり方も、「下級機関はつねに上級機関の、また同一機関内においても下位者は上位者の審査を経ること、言い換えれば下位者は上位者の指示、命令を仰ぐことが予定されており、それは決定の主体が自らの手で独立して決定を下すという裁判における決定の方式とは異質であった」<sup>(33)</sup>。そして、「法の適用を誤って擬した場合——誤ったか否かは、結局、最終段階においてどう決定されたかによって定まるわけであるが——原審の官とそれに同調した各級上司とは、それぞれの場合に応じて所定の懲戒処分を受けなかったのであり」、これにより、「法の適正な運用が保障される仕組」となっていた<sup>(34)</sup>。

<sup>(32)</sup> 滋賀・前掲注（13）86、11、80頁。

<sup>(33)</sup> 小口彦太『現代中国の法と裁判』（成文堂、2003年）65頁。

<sup>(34)</sup> 滋賀・前掲注（13）77頁。なお、「法の適用を誤って擬した場合」について、「誤ったか否か」の決め方、および「誤って擬した」とされた者の責任を迫及

このように、清代における裁判をめぐる理念および構造は、現代中国における「裁判＝道具」構造と極めて類似しているといえよう<sup>(35)</sup>。そして、こうした構造においては、嚴打に似た現象を見出すことができる。それは「杖斃」と呼ばれるものである。

杖斃とは、「官憲が犯罪者を杖で叩き死に至らしめること」<sup>(36)</sup>である。杖斃は清代中期の実務において、「必要的覆審制を前提とした上で、それを用いることで発生する様々な不都合の対策」<sup>(37)</sup>として運用されていた。鈴木秀光はケーススタディを通じて、次の5点の杖斃選択の理由を析出した。すなわち、「①必要的覆審制に要する時間を考慮して死刑の執行を早めるため、②必要的覆審制で用いる題本の性質に由来する弊害への考慮、③必要的覆審制では死刑にできない案件をより厳しく死刑にするため、④必要的覆審制を用いた場合に多くの民衆に累が及ぶことを避けるため、⑤必要的覆審制を用いることで不測の事態が発生することを避け主要な者のみを罰するため」<sup>(38)</sup>である。

このうち、③の例とされた事案は、嚴打の発想と酷似している。当該事案は雍正3（1725）年に福建省で起きた集団による強盜未遂事件である。強盜未遂の首犯は杖一百流三千里であるため、正規の手続では死刑にできない。しかし、当該事件は同年廈門（アモイ）で起きた強盜事件の風潮に乗じて事を起こそうとしたのであり、「重きに従い厳しく処罰

---

する点は、誤判責任制に極めて類似している。ここにも伝統との連続を見出すことができよう（王琳「錯案追究：謹防“錢穆制度陷阱”」人民檢察23期47頁も同旨）。

<sup>(35)</sup> 筆者は6.5で、現代中国における「裁判＝道具」構造について、「あたかも各地方ブロックが一組織となって当地の治安維持を請け負っているかの様相を呈している点で特徴的である」と指摘した。当該部分で引用したように、この「請負」という発想は中国法制史の知見に拠るものであり、この点からいっても伝統法と現代中国法の連続性が確認できよう。

<sup>(36)</sup> 鈴木秀光「杖斃考——清代中期死刑案件処理の一考察」中国社会文化学会17号（2002年）149頁。

<sup>(37)</sup> 同上154頁。

<sup>(38)</sup> 同上。なお、「題本」とは、「皇帝官僚制内部における上奏（文）」を指す（同155頁）。

しなければ〔若不従重厳行究処〕、どうして奸人の肝を恐れさせることができようか〕（〔 〕内は原文）として、皇帝に上奏し、杖斃の許可を求めた<sup>(39)</sup>。

これは厳打のようなキャンペーンではないが、秩序を乱す者には既存の法や手続を破ってでも厳罰を加え、秩序を回復しなければならない、という発想の点では、厳打と酷似しているといえるのではなからうか<sup>(40)</sup>。

ところで、現代中国法のルーツを探る上では、伝統法だけではなく、社会主義法の影響、とりわけ最も影響が大きかった旧ソ連法にも目を向けなければならない。このことは裁判のあり方も例外ではなく、裁判をめぐる制度の多くが旧ソ連の影響下にある。例えば、そもそも人大制は旧ソ連のソビエト制をモデルとしており<sup>(41)</sup>、また「裁判＝道具」構造の潤滑油たる党管幹部制度は、旧ソ連のノメンクラトゥーラを模倣したものであった<sup>(42)</sup>。さらに旧ソ連においては、「上級裁判所が管轄地域内の下級裁判所の活動を指導する『ゾーン＝システム』という制度が存在していた<sup>(43)</sup>という。

そして、実際に「特定の政策目的（たとえば「不労所得」一掃）を実現するために「法秩序維持機関」は協働すべきである、という考えが存在した。法秩序維持機関には、検察庁・内務機関（警察）・国家保安機

<sup>(39)</sup> 同上152頁。

<sup>(40)</sup> 寺田浩明は「皇帝は同時に、その臣下に対して、事情が急な場合には、既存の法にも手続にも拘泥せず、本来的な社会正義の要請に応じて臨機応変に振る舞うことを求めたりもしました」と指摘する（前掲注（3）7頁）。杖斃はその一例であろう。また、鈴木秀光が史料に基づきその運用の実態を明らかにした「恭請王命」や「就地正法」も、こうした裁判のあり方の実例といえよう（「恭請王命考——清代死刑裁判における『権宜』と『定例』」法制史研究53号（2003年）1頁以下、「清末就地正法考」東洋文化研究所紀要145号（2004年）47頁以下）。

<sup>(41)</sup> 蔡定劍『中国人民代表大会制度』（法律出版社、第4版、2003年）19頁。

<sup>(42)</sup> 陳野苹・韓勁草主編『安子文伝略』（山西人民出版社、1985年）109～110頁、矢吹晋『巨大国家中国のゆくえ——国家・社会・経済』（東方書店、1996年）118～119頁。

<sup>(43)</sup> 小森田秋夫編『現代ロシア法』（東京大学出版会、2003年）44頁（小森田執筆）。

関・司法省のほか、裁判所も含められていた。こうした考え方のもとでは、警察・検察などの活動を法にもとづいて統制しつつ——とくに政治的性格の強い事件において——自律的な判断を行うことを裁判所に期待するのは困難であった<sup>(44)</sup>（カッコ内は原文）。まさに中国の厳打を彷彿とさせる指摘である。実際、旧ソ連においても厳打と同様に、1960年代に党主導で反「経済犯」キャンペーンや反「無頼行為」キャンペーンが行われ、事後法の遡及適用やキャンペーン以前においては違反行為とすらされなかった無頼行為が刑事裁判にかけられるようになったという<sup>(45)</sup>。当時のモスクワの弁護士は次のように語ったという。「重大なキャンペーンが実施されているときには、いかなる手続法も実質法もキャンペーンの行手をはばむことはできない」<sup>(46)</sup>と。

このように現代中国における厳打という現象は、伝統時代と旧ソ連の両方に見出すことができるのである。したがって、現代中国の裁判のあり方は伝統法におけるそれと変わらないとする小口の見解に、筆者は賛同する。しかし他方において、社会主義法の立場からも、「裁判＝道具」構造における裁判のあり方は導かれ得る。それは現代中国における裁判のあり方が伝統法と社会主義法の「共鳴」ないしは「適合（fit）」の産物であることを意味していよう。そこで次に、なぜ両者の「共鳴」が可

---

<sup>(44)</sup> 同上。

<sup>(45)</sup> 松下輝雄「社会主義体制における『裁判の独立』——ソ連と中国の司法力学——」社会主義法研究会編『社会主義法研究年報 No.8 社会主義と司法』（法律文化社、1987年）32～33頁。このほか、ジョージ・フェイファー（壁勝弘訳）『ソビエトの法律と市民』（弘文堂、1969年）159～160頁も1961年から1962年にかけて行われた経済犯罪に対するキャンペーンにおいて、行為時法（1926年のロシア共和国刑法典と考えられる）によると懲役3年以上8年以下の通貨投機について、事後法（1960年に制定された同法典か）を遡及適用した上で懲役15年に処し、さらにソ連最高会議幹部会の特別布告により死刑に処したケースを紹介する。なお、ソ連最高会議幹部会とは、「最高ソビエトの内部におけるその代表機関として、最高ソビエトの閉会中にその権限を代行する『常設の』最高権力機関である」（藤田勇『概説ソビエト法』（東京大学出版会、1986年）69頁）。

<sup>(46)</sup> ジョージ・フェイファー・同上。

能であったのか、両者の「何が」共鳴したのかが問われなければならない。冒頭で述べたように、この点も残された課題となる。

---

\*寺田浩明教授（京都大学）には、中国法制史における「杖斃」の存在をご教示いただいた。通山昭治教授（九州国際大学）には、Harold M.Tanner, *Strike Hard! Anti-Crime Campaigns and Chinese Criminal Justice 1979-1985*, Cornell Univ East Asia Program (1999)をご提供いただいた。宇田川幸則准教授（名古屋大学）には幾度となく筆者の議論にお付き合いいただき、そのたびに的確なアドバイスをいただいた。佐藤陽子助教（北海道大学）には本稿の校正にご協力いただいた。ここに記して各位に謝意を表したい。

\*\*本稿は、北海道大学審査博士（法学）学位論文（2006年3月24日）に加筆・修正したものである。また、本研究の一部は、平成17年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による。